

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成19年9月



株式会社アルトナー

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式170,000千円（見込額）の募集及び株式200,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式60,000千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成19年9月21日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものです。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社アルトナー

兵庫県尼崎市西大物町 5 番 2 号

本ページ及びこれに続くカラー図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

提出会社の経営指標等

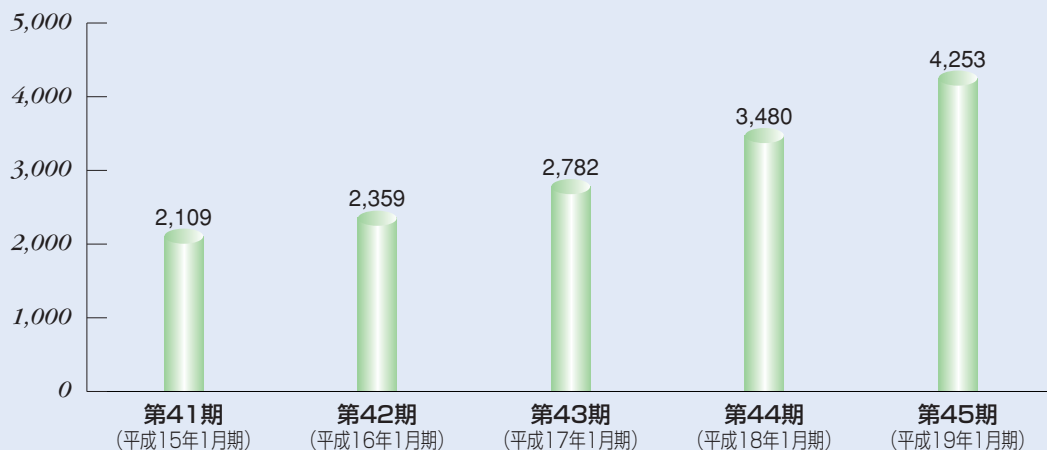
回	次	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期
決 算 年 月		平成15年1月	平成16年1月	平成17年1月	平成18年1月	平成19年1月
売 上 高 (千円)		2,109,345	2,359,895	2,782,080	3,480,723	4,253,117
経 常 利 益 (千円)		66,443	139,081	96,254	101,456	288,944
当 期 純 利 益 (千円)		33,527	57,695	21,701	34,990	150,200
持分法を適用した場合の投資利益(△損失) (千円)		△1,048	52	△3,639	—	—
資 本 金 (千円)		64,000	64,000	100,000	106,250	144,687
発 行 済 株 式 総 数 (株)		128,000	128,000	163,000	168,000	195,500
純 資 産 額 (千円)		130,082	187,777	246,366	293,857	520,485
総 資 産 額 (千円)		948,390	1,221,113	1,467,026	1,497,294	1,703,515
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)		1,016.27	1,467.01	1,511.45	1,749.15	2,662.33
1 株 当 た り 配 当 額 (円)		—	—	—	—	150
(うち1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 (円)		261.93	450.74	144.22	212.50	883.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)		—	—	—	—	—
自 己 資 本 比 率 (%)		13.7	15.4	16.8	19.6	30.6
自 己 資 本 利 益 率 (%)		29.6	36.3	10.0	13.0	36.9
株 価 収 益 率 (倍)		—	—	—	—	—
配 当 性 向 (%)		—	—	—	—	17.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)		—	—	—	87,711	144,118
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)		—	—	—	△32,929	206,826
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)		—	—	—	△125,927	△27,099
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)		—	—	—	337,933	661,779
従 業 員 数 (人)		264	308	391	512	622
(外、平均臨時雇用者数)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第44期及び第45期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。なお、第42期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成14年9月25日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成14年9月25日)を適用しております。
5. 第41期、第42期及び第43期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第44期及び第45期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
7. 第44期及び第45期の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第41期から第43期の財務諸表については、監査を受けておりません。
8. 当社は、平成19年6月22日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。そこで、株式会社ジャスダック証券取引所の公開引受責任者宛通知「上場申請のための有価証券報告書における1株当たり指標の遡及修正数値の取扱いについて」(平成18年5月8日付JQ証(上審)18第32号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりになります。なお、第43期以前の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回	次	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期
決 算 年 月		平成15年1月	平成16年1月	平成17年1月	平成18年1月	平成19年1月
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)		254.07	366.75	377.86	437.29	665.58
1 株 当 た り 配 当 額 (円)		—	—	—	—	37.50
(うち1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 (円)		65.48	112.69	36.06	53.13	220.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)		—	—	—	—	—

売上高

(単位:百万円)



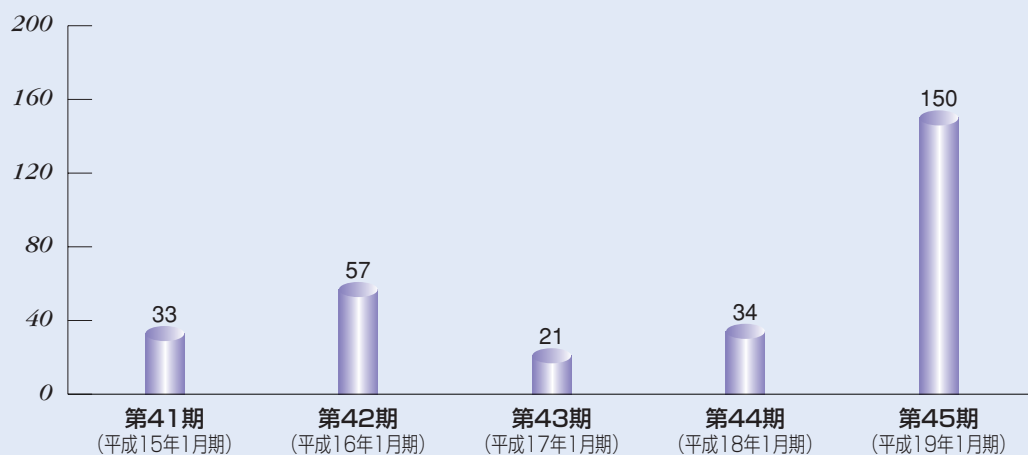
経常利益

(単位:百万円)



当期純利益

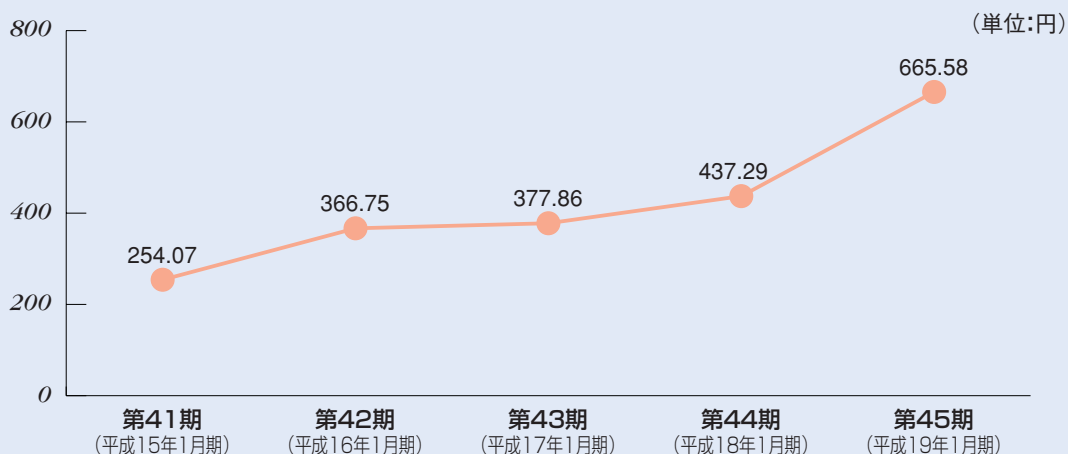
(単位:百万円)



純資産額・総資産額

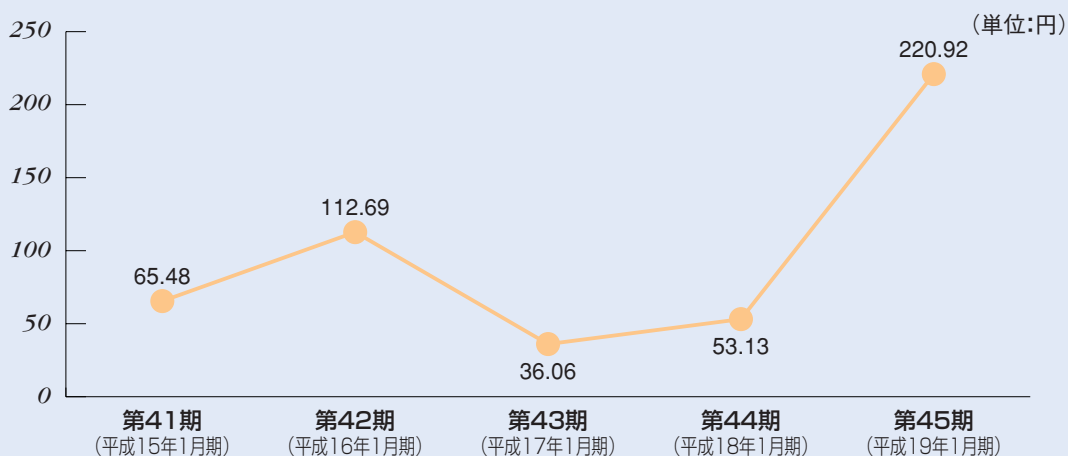


1株当たり純資産額



(注) 平成19年6月22日付をもって株式1株につき4株の分割を行っております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり純資産額の推移を表記しております。

1株当たり当期純利益金額



(注) 平成19年6月22日付をもって株式1株につき4株の分割を行っております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益金額の推移を表記しております。

2. 事業の内容

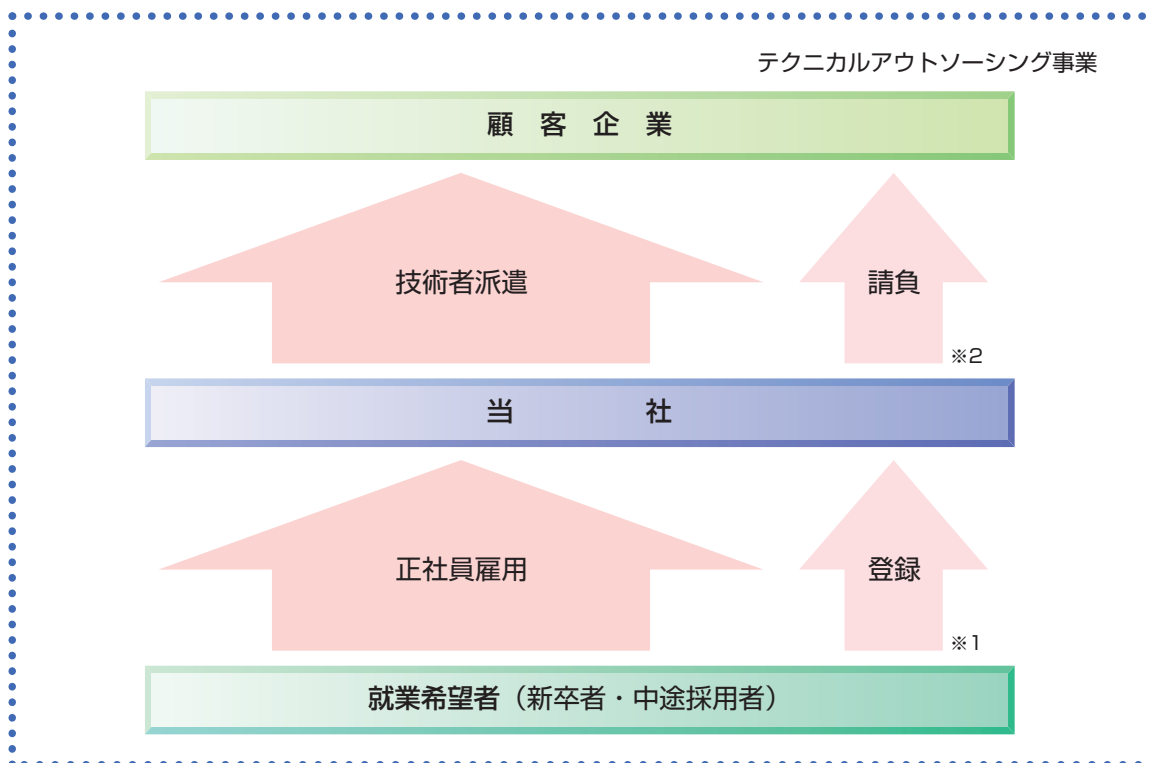
テクニカルアウトソーシング事業

当社は、主として設計技術者の人材派遣に特化したテクニカルアウトソーシング事業を、現在、宇都宮・東部（東京）・横浜・中部（名古屋）・西部（大阪）の事業所を拠点として展開・運営を行っております。

テクニカルアウトソーシング事業とは、設計技術者を通じて機械設計、電気・電子設計、ソフトウェア開発等の下記専門的技術を提供し、顧客企業の設計開発部門を支援する業務であります。

機械設計	自動機械、工作機械、理化学機器等の設計業務、 輸送機内装・外装、家電製品等の設計業務 等
電気・電子設計	電気電装設計及び生産技術開発業務 電子機器全般に組み込まれる電子回路の設計業務 等
ソフトウェア開発	電子機器全般を制御するソフトウェアの設計業務 等

〈事業系統図〉



※1 顧客企業との契約形態①参照

※2 顧客企業との契約形態②参照

顧客企業との契約形態

当社がテクニカルアウトソーシング事業をすすめる際に、顧客企業と取り交わす契約には、「派遣契約」と「請負契約」があります。

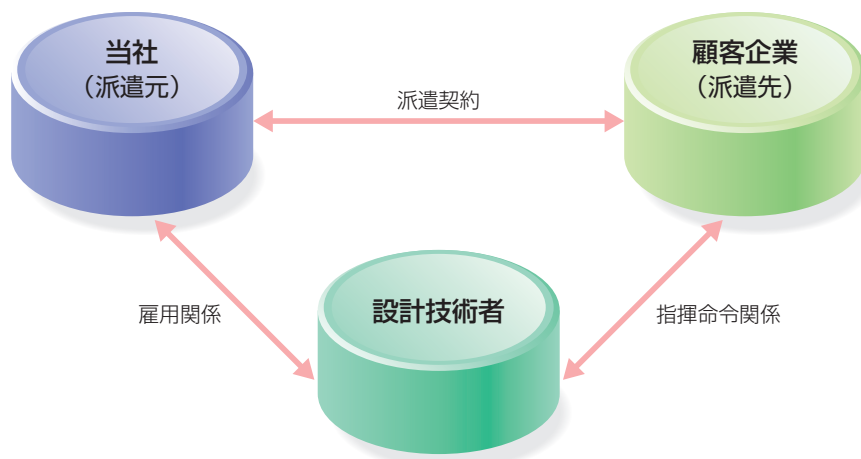
① 派遣契約

派遣契約に関しては、昭和61年施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下、「労働者派遣法」という。）」に基づき、従来より常用雇用労働者を派遣する特定労働者派遣事業を行ってまいりました。また、平成15年12月1日に、厚生労働大臣から「一般労働者派遣事業」の許可を得て、登録社員を派遣する一般労働者派遣事業も一部で行っております。

登録型の派遣は、派遣労働者となろうとする者を当社にて登録し、登録者の希望及び能力に応じた就業の機会を確保するものであります。

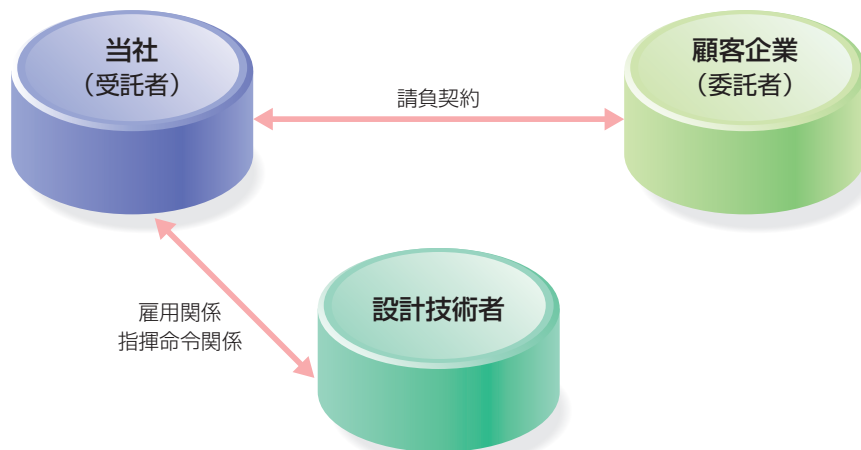
派遣契約の特徴は、派遣労働者となる設計技術者の雇用者（当社）と使用者（派遣先企業）とが分離していることで、設計開発業務の遂行における設計技術者の指揮命令と労働環境の責任は、派遣先の顧客企業にあります。

当社（派遣元）・顧客企業（派遣先）・設計技術者（派遣労働者）の関係を図示すると、以下のようになります。



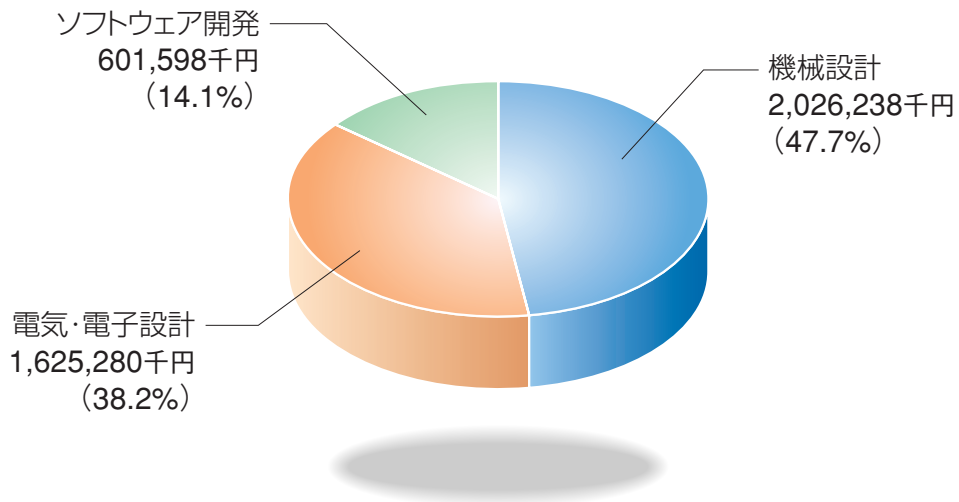
② 請負契約

請負契約は、当社が顧客企業から業務を受託し、その業務遂行の指示や設計技術者の労務管理等について、一切の責任を当社が負い、顧客企業に成果物を納品するものであります。当社（受託者）・顧客企業（委託者）・設計技術者の関係を図示すると、以下のようになります。



設計技術者の職種別売上構成

第45期(平成19年1月期)売上高 4,253,117千円



3. 従業員の状況

平成19年8月31日現在における、従業員数は726人（登録社員数及び役員を除く就業人員数）であり、平均年齢は27.7才、平均勤続年数は4.0年であります。前事業年度末より104名増加しておりますが、これは主に事業拡大に伴う設計技術者の採用によるものであります。

設計技術者は、主に理工系の新卒採用により確保しております。平成19年4月に入社した新卒社員は168人であります。設計技術者の育成については、業務着任前に社会人としてのビジネスマナー及び必要な知識を習得する「一般研修」、技術者として最低限必要な知識・技術を幅広く学ぶ「新入社員基礎研修」、業務遂行能力のアップに重点をおいた「新入社員応用研修」を実施して派遣いたしております。



4. 沿革

年 月	事 項
昭和37年 9 月	設計製作及び設計製図を主業務として、有限会社関口興業社及び現 代表取締役社長関口相三の親族等の出資により、株式会社大阪技術センター（資本金30万円）を設立
昭和39年 6 月	本社（現 大阪本社）を大阪市福島区に移転 大阪営業所を大阪市福島区に開設
昭和55年 3 月	本社を大阪市北区に移転 大阪営業所を大阪市北区に移転
昭和61年11月	労働者派遣事業法の施行に伴い特定労働者派遣事業開始
昭和63年 4 月	設計製図・複写・印刷を主業務とする完全子会社として、株式会社オージーシーテクノサービスを設立
平成 元年 4 月	関東事業部を東京都品川区に開設、関東地区へ進出
平成 6 年 8 月	建物内外の洗浄工事を主業務とする完全子会社として、株式会社インビックスを設立
平成10年 4 月	株式会社大阪技術センターを株式会社アルトナーへ商号変更 株式会社イオス株式を取得し、関連会社化
平成10年 8 月	株式会社インビックス清算
平成13年 4 月	中部事業所を名古屋市中区に開設、中部地区へ進出 大阪営業所を西部事業部に名称変更
平成15年12月	一般労働者派遣事業許可取得
平成16年 2 月	有料職業紹介事業許可取得 大阪、東京の2本社制を敷き、東京本社を東京都港区に開設 関東事業部を東部事業部と名称変更し、東京都港区に移転 人材研修拠点東京テクニカルセンターを東京本社内に開設 人材研修拠点大阪テクニカルセンターを大阪本社内に開設 中部事業所を名古屋市中村区に移転 宇都宮事業所を栃木県宇都宮市に開設、北関東地区へ進出 静岡事業所を静岡県静岡市に開設、静岡地区に進出
平成16年 4 月	株式会社イオスの全株式を取得し、完全子会社化
平成16年 7 月	株式会社イオスを吸収合併しイオス事業部として継承
平成16年 8 月	人材採用拠点東京エンプロイメントセンターを東京本社内に開設 人材採用拠点大阪エンプロイメントセンターを大阪本社内に開設
平成17年 2 月	横浜事業所を横浜市西区に開設、神奈川地区に進出 人材研修拠点名古屋テクニカルセンターを中部事業所内に開設 人材採用拠点福岡エンプロイメントセンターを福岡市博多区に開設 人材採用拠点広島エンプロイメントセンターを広島市中区に開設 静岡事業所を閉鎖
平成17年 3 月	株式会社オージーシーテクノサービス清算
平成17年10月	イオス事業部閉鎖
平成18年 2 月	東部事業部を東部事業所に名称変更 中部事業部を中部事業所に名称変更 西部事業部を西部事業所に名称変更 人材採用拠点仙台エンプロイメントセンターを仙台市青葉区に開設 人材採用拠点横浜エンプロイメントセンターを横浜事業所内に開設
平成19年 1 月	仙台エンプロイメントセンターを閉鎖 横浜エンプロイメントセンターを閉鎖

(注) 1. テクニカルセンターは、人材の教育研修を担う拠点であります。

(注) 2. エンプロイメントセンターは、人材の採用を担う拠点であります。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
第3 募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	12
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	16
5. 従業員の状況	16
第2 事業の状況	17
1. 業績等の概要	17
2. 生産、受注及び販売の状況	18
3. 対処すべき課題	19
4. 事業等のリスク	20
5. 経営上の重要な契約等	23
6. 研究開発活動	23
7. 財政状態及び経営成績の分析	24
第3 設備の状況	26
1. 設備投資等の概要	26
2. 主要な設備の状況	27
3. 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	29
1. 株式等の状況	29
2. 自己株式の取得等の状況	33
3. 配当政策	34
4. 株価の推移	34
5. 役員の状況	35
6. コーポレート・ガバナンスの状況	36

第5	経理の状況	40
	財務諸表等	41
	(1) 財務諸表	41
	(2) 主な資産及び負債の内容	75
	(3) その他	78
第6	提出会社の株式事務の概要	92
第7	提出会社の参考情報	93
	1. 提出会社の親会社等の情報	93
	2. その他の参考情報	93
第四部	株式公開情報	94
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	94
第2	第三者割当等の概況	96
	1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	96
	2. 取得者の概況	98
	3. 取得者の株式等の移動状況	98
第3	株主の状況	99
	[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年9月21日
【会社名】	株式会社アルトナー
【英訳名】	ARTNER CO. LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関口 相三
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市西大物町5番2号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	06 (6445) 7551
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 張替 朋則
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目2番18号 住友中之島ビル2階
【電話番号】	06 (6445) 7551
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 張替 朋則
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	入札による募集 ー円
	入札によらない募集 ー円
	ブックビルディング方式による募集 170,000,000円
	(引受人の買取引受による売出し)
	入札による売出し ー円
	入札によらない売出し ー円
	ブックビルディング方式による売出し 200,000,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)
	入札による売出し ー円
	入札によらない売出し ー円
	ブックビルディング方式による売出し 60,000,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 (会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額 は、有価証券届出書提出時における見込額でありま す。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第 1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）
普通株式	100,000（注）2

（注）1．平成19年9月21日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、平成19年10月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

4．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご覧ください。

2【募集の方法】

平成19年10月17日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成19年10月5日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	100,000	170,000,000	100,000,000
計（総発行株式）	100,000	170,000,000	100,000,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,000円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,000円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は、200,000,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成19年10月19日(金) 至 平成19年10月24日(水)	未定 (注) 4.	平成19年10月25日(木)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成19年10月5日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成19年10月17日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 平成19年10月5日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成19年10月17日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 平成19年9月21日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成19年10月17日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株券受渡期日は、平成19年10月26日（金）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場（売買開始）日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 引受人及びその委託販売先証券会社は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。なお、申込みに先立ち、引受人もしくはその委託販売先証券会社に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行う場合、その期間は平成19年10月10日から平成19年10月16日までの予定であります。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

8. 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 大阪駅前支社	大阪市北区梅田一丁目8番17号
株式会社三井住友銀行 堂島支店	大阪市北区堂島一丁目6番20号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券エスエムビー シー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成19年10月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号		
コスモ証券株式会社	大阪府中央区北浜一丁目6番10号		
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号		
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号		
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号		
SBIイー・トレード証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	—	100,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、平成19年10月5日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日（平成19年10月17日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に委託販売する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
184,800,000	10,300,000	174,500,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,000円）を基礎として算出した見込額であります。平成19年10月5日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額とは異なります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額174,500千円については、設備投資資金として全社管理システム（派遣技術員の労働時間等の管理システム）への投資に70,000千円、本社及び事業所の新規開設・増床・移転に伴う建物附属設備の購入等に59,400千円を充当する予定であります。残額については、借入金の返済に充当する予定であります。

- (注) 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご覧ください。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成19年10月17日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	100,000	200,000,000	兵庫県尼崎市長州東通三丁目1番13-1202号 関 口 相 三 60,000株 大阪市北区堂島浜1丁目2番6号 大阪中小企業投資育成株式会社 40,000株
計(総売出株式)	—	100,000	200,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,000円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。
6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご覧ください。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出 価格 (円)	引受 価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証 拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成19年 10月19日(金) 至 平成19年 10月24日(水)	100	未定 (注) 2.	引受人の本 支店及び営 業所	東京都千代田区丸の内一丁目8番1 号 大和証券エスエムビーシー 株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成19年10月17日）に決定いたします。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成19年10月17日に元引受契約を締結する予定であります。

ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5. 引受人は、引受株式数の一部を、引受人以外の証券会社に販売を委託する場合があります。

6. 株券受渡期日は、上場（売買開始）日（平成19年10月26日（金））であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場（売買開始）日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

8. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	30,000	60,000,000	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 大和証券エスエムビーシー株式会社
計 (総売出株式)	—	30,000	60,000,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券エスエムビーシー株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成19年10月26日から平成19年11月22日までの期間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について」をご覧ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,000円）で算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位(株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1.	自 平成19年 10月19日(金) 至 平成19年 10月24日(水)	100	未定 (注) 1.	大和証券エスエムビー シー株式会社の本支店 及び営業所	—	—

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成19年10月17日）において決定する予定です。

3. 大和証券エスエムビーシー株式会社は、売出株式数の一部を、大和証券エスエムビーシー株式会社以外の証券会社に販売を委託する場合があります。

4. 株券受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株券受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成19年10月26日）の予定です。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場（売買開始）日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

6. 大和証券エスエムビーシー株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. ジャスダック証券取引所への上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券エスエムビーシー株式会社を主幹事証券会社として（以下「主幹事会社」という。）、平成19年10月26日にジャスダック証券取引所へ上場される予定であります。

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限として当社株主より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を平成19年11月22日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場日（売買開始）から平成19年11月22日までの間、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社の大株主でありその所有する当社普通株式の一部を売出す関口相三及び大阪中小企業投資育成株式会社並びに当社の株主である張替朋則、奥坂一也、江上洋二、市川邦彦、横田成昭及び金井博基は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場後180日を経過する日（平成20年4月22日）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びグリーンシュエーションに関しての対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは変換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエーション、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

第二部【企業情報】

第 1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期
決算年月	平成15年 1 月	平成16年 1 月	平成17年 1 月	平成18年 1 月	平成19年 1 月
売上高 (千円)	2, 109, 345	2, 359, 895	2, 782, 080	3, 480, 723	4, 253, 117
経常利益 (千円)	66, 443	139, 081	96, 254	101, 456	288, 944
当期純利益 (千円)	33, 527	57, 695	21, 701	34, 990	150, 200
持分法を適用した場合の 投資利益 (△損失) (千円)	△1, 048	52	△3, 639	—	—
資本金 (千円)	64, 000	64, 000	100, 000	106, 250	144, 687
発行済株式総数 (株)	128, 000	128, 000	163, 000	168, 000	195, 500
純資産額 (千円)	130, 082	187, 777	246, 366	293, 857	520, 485
総資産額 (千円)	948, 390	1, 221, 113	1, 467, 026	1, 497, 294	1, 703, 515
1 株当たり純資産額 (円)	1, 016. 27	1, 467. 01	1, 511. 45	1, 749. 15	2, 662. 33
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配 当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	150 (—)
1 株当たり当期純利益金 額 (円)	261. 93	450. 74	144. 22	212. 50	883. 68
潜在株式調整後 1 株当 り当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13. 7	15. 4	16. 8	19. 6	30. 6
自己資本利益率 (%)	29. 6	36. 3	10. 0	13. 0	36. 9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	17. 0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	87, 711	144, 118
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△32, 929	206, 826
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△125, 927	△27, 099
現金及び現金同等物の期 末残高 (千円)	—	—	—	337, 933	661, 779
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	264 (—)	308 (—)	391 (—)	512 (—)	622 (—)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第44期及び第45期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載していません。
4. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。なお、第42期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成14年9月25日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成14年9月25日）を適用しております。
5. 第41期、第42期及び第43期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。また、第44期及び第45期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載していません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載していません。
7. 第44期及び第45期の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第41期から第43期の財務諸表については、監査を受けておりません。
8. 当社は、平成19年6月22日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。そこで、株式会社ジャスダック証券取引所の公開引受責任者宛通知「上場申請のための有価証券報告書における1株当たり指標の遡及修正数値の取扱いについて」（平成18年5月8日付JQ証（上審）18第32号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりになります。なお、第43期以前の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期
決算年月	平成15年1月	平成16年1月	平成17年1月	平成18年1月	平成19年1月
1株当たり純資産額 (円)	254.07	366.75	377.86	437.29	665.58
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	37.50 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	65.48	112.69	36.06	53.13	220.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—

2【沿革】

当社は、工業用手袋製造・青写真焼付の事業を行うことを目的として昭和28年8月に設立された有限会社関口興業社が、昭和30年代後半、わが国の高度成長期の時代を迎え、設計制作・設計製図トレースに関する事業に転進することとし、現 代表取締役社長関口相三の親族等と共に出資することで、昭和37年9月に株式会社大阪技術センター（現 当社）として設立されております。

株式会社大阪技術センター設立以後の事業内容の変遷は、次のとおりであります。

年月	事項
昭和37年9月	設計製作及び設計製図を主業務として、有限会社関口興業社及び現 代表取締役社長関口相三の親族等の出資により、株式会社大阪技術センター（資本金30万円）を設立
昭和39年6月	本社（現 大阪本社）を大阪市福島区に移転 大阪営業所を大阪市福島区に開設
昭和55年3月	本社を大阪市北区に移転 大阪営業所を大阪市北区に移転
昭和61年11月	労働者派遣事業法の施行に伴い特定労働者派遣事業開始
昭和63年4月	設計製図・複写・印刷を主業務とする完全子会社として、株式会社オージーシーテクノサービスを設立
平成元年4月	関東事業部を東京都品川区に開設、関東地区へ進出
平成6年8月	建物内外の洗浄工事を主業務とする完全子会社として、株式会社インビックスを設立
平成10年4月	株式会社大阪技術センターを株式会社アルトナーへ商号変更 株式会社イオス株式を取得し、関連会社化
平成10年8月	株式会社インビックス清算
平成13年4月	中部事業所を名古屋市中区に開設、中部地区へ進出 大阪営業所を西部事業部に名称変更
平成15年12月	一般労働者派遣事業許可取得
平成16年2月	有料職業紹介事業許可取得 大阪、東京の2本社制を敷き、東京本社を東京都港区に開設 関東事業部を東部事業部と名称変更し、東京都港区に移転 人材研修拠点東京テクニカルセンターを東京本社内に開設 人材研修拠点大阪テクニカルセンターを大阪本社内に開設 中部事業所を名古屋市中村区に移転 宇都宮事業所を栃木県宇都宮市に開設、北関東地区へ進出 静岡事業所を静岡県静岡市に開設、静岡地区へ進出
平成16年4月	株式会社イオスの全株式を取得し、完全子会社化
平成16年7月	株式会社イオスを吸収合併しイオス事業部として継承
平成16年8月	人材採用拠点東京エンプロイメントセンターを東京本社内に開設 人材採用拠点大阪エンプロイメントセンターを大阪本社内に開設
平成17年2月	横浜事業所を横浜市西区に開設、神奈川地区へ進出 人材研修拠点名古屋テクニカルセンターを中部事業所内に開設 人材採用拠点福岡エンプロイメントセンターを福岡市博多区に開設 人材採用拠点広島エンプロイメントセンターを広島市中区に開設 静岡事業所を閉鎖
平成17年3月	株式会社オージーシーテクノサービス清算
平成17年10月	イオス事業部閉鎖
平成18年2月	東部事業部を東部事業所に名称変更 中部事業部を中部事業所に名称変更 西部事業部を西部事業所に名称変更 人材採用拠点仙台エンプロイメントセンターを仙台市青葉区に開設 人材採用拠点横浜エンプロイメントセンターを横浜事業所内に開設

年月	事項
平成19年1月	仙台エンプロイメントセンターを閉鎖 横浜エンプロイメントセンターを閉鎖

(注) 1. テクニカルセンターは、人材の教育研修を担う拠点であります。

(注) 2. エンプロイメントセンターは、人材の採用を担う拠点であります。

3【事業の内容】

(1) テクニカルアウトソーシング事業

当社は、主として設計技術者の人材派遣に特化したテクニカルアウトソーシング事業を、現在、宇都宮・東部（東京）・横浜・中部（名古屋）・西部（大阪）の事業所を拠点として展開・運営を行っております。

テクニカルアウトソーシング事業とは、設計技術者を通じて機械設計（主に自動機械、工作機械、理化学機器等の設計業務、輸送機内装・外装、家電製品等の設計業務）、電気・電子設計（主に電気電装設計及び生産技術開発業務、電子機器全般に組み込まれる電子回路の設計業務）、ソフトウェア開発（主に電子機器全般を制御するソフトウェアの設計業務）等の専門的技術を提供し、顧客企業の設計開発部門を支援する業務であります。

(2) 顧客企業との契約形態

当社がテクニカルアウトソーシング事業をすすめる際に、顧客企業と取り交わす契約には、「派遣契約」と「請負契約」があります。当社においては、主として「派遣契約」を顧客と締結することで事業を展開しておりますが、一部の顧客に対しては「請負契約」を締結しております。

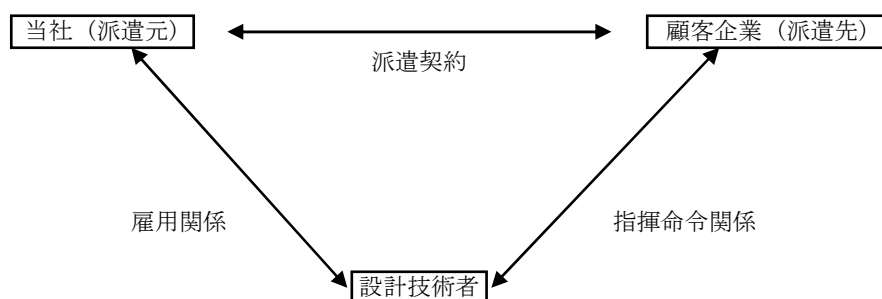
① 派遣契約

当社は、昭和61年施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という。）に基づき、従来より常用雇用労働者を派遣する特定労働者派遣事業を行なっておりました。また、平成15年12月1日に、厚生労働大臣から「一般労働者派遣事業」の許可を得て、登録社員を派遣する一般労働者派遣事業も一部で行っております。

登録型の派遣は、派遣労働者となろうとする者を当社にて登録し、登録者の希望及び能力に応じた就業の機会を確保するものであります。

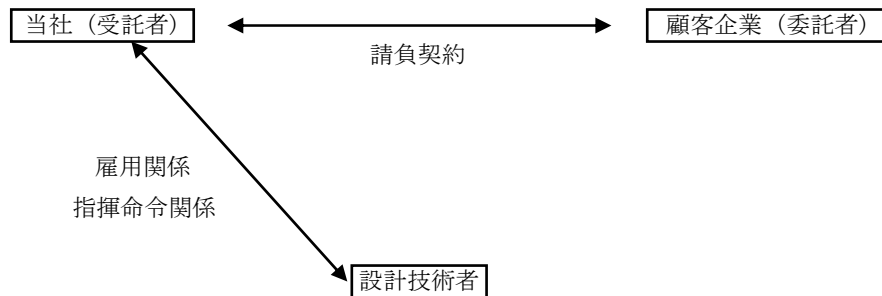
派遣契約の特徴は、派遣労働者となる設計技術者の雇用者（当社）と使用者（派遣先企業）とが分離していることで、設計開発業務の遂行における設計技術者の指揮命令と労働環境の責任は、派遣先の顧客企業にあります。

当社（派遣元）・顧客企業（派遣先）・設計技術者（派遣労働者）の関係を図示すると、以下のようになります。



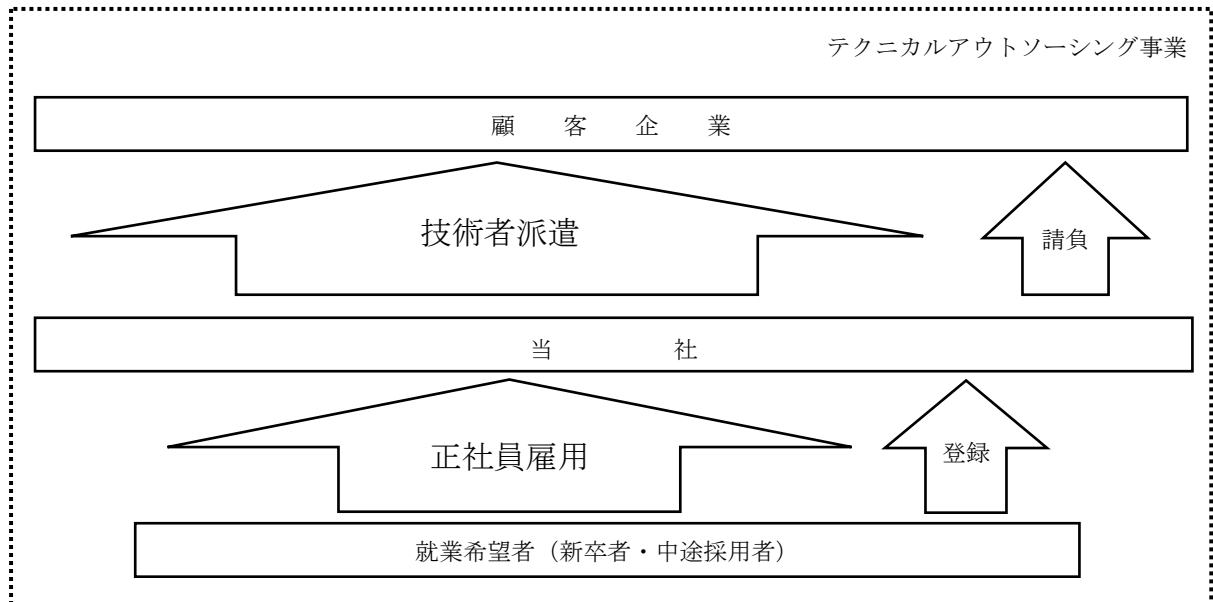
② 請負契約

請負契約は、当社が顧客企業から業務を受託し、その業務遂行の指示や設計技術者の労務管理等について、一切の責任を当社が負い、顧客企業に成果物を納品するものです。当社（受託者）・顧客企業（委託者）・設計技術者の関係を図示すると、以下のようになります。



[事業系統図]

以上、述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
726	27.7	4.0	4,154,099

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、登録社員数及び役員は含まれておりません。
2. 従業員数は最近1年間に於いて104名増加しておりますが、これは主に事業拡大に伴う設計技術者の採用によるものであります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 設計技術者は、主に理工系の新卒採用により確保しております。平成19年4月に入社した新卒社員は168人であります。設計技術者の育成については、業務着任前に社会人としてのビジネスマナー及び必要な知識を習得する「一般研修」、技術者として最低限必要な知識・技術を幅広く学ぶ「新入社員基礎研修」、業務遂行能力のアップに重点をおいた「新入社員応用研修」を実施して派遣いたしております。

(2) 労働組合の状況

- | | |
|-----------|--------------------------|
| ① 名称 | アルトナー労働組合 |
| ② 組合員数 | 644名 |
| ③ 所属上部団体名 | 企業内組合であり上部団体には加盟しておりません。 |
| ④ 労使関係 | 労働組合との関係は円満に推移しております。 |

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、原油や原料価格の高騰など懸念材料があるものの、企業収益が高水準で推移するなか、輸出や設備投資が引き続き増加し、個人消費も堅調に推移するなど、景気の回復基調となっております。

このような経営環境のなか、当社の主要顧客である電気機器、輸送用機器、精密機器関連業界においても業績は好調に推移し、設計開発業務の受注が伸びました。

当社においては、経営体質の強化を念頭におき、顧客のニーズに的確に対応すべく、優秀な人材の確保、技術スキルのみならず、コミュニケーション能力や社会人としてのマナー、人柄など人間関係を築くための能力の向上を目指した教育と、新規顧客の開拓と既存顧客の拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、電気機器、輸送用機器、精密機器関連業界を中心に受注が増加したことと、新卒者配属の完了及び前事業年度に引き続き全社平均稼働率97.0%（前期比1.4ポイント減）と高稼働率維持を背景に、売上高4,253,117千円（前期比22.2%増）、営業利益310,493千円（前期比140.2%増）、経常利益288,944千円（前期比184.8%増）、当期純利益150,200千円（前期比329.3%増）を計上することができました。

（技術者の設計職種別の業績）

当社は職種別の分類として、機械設計、電気・電子設計及びソフトウェア開発の3職種に分類をしております。当事業年度における職種別の業績は、既存社員の総工数及び単価のアップと相まって、顧客ニーズにあった新卒者の大量採用・研修を行うことで前期比売上高の22.2%増を計上するに至りました。業種別の業績を反映し、輸送用機器業種への派遣を中心とした機械設計において売上高2,026,238千円（前期比13.5%増）を計上し、家電機器、電気・電子機器業種を中心とした電気・電子設計において1,625,280千円（前期比1.7%増）、精密機械業種を中心としたソフトウェア開発において601,598千円（前期比656.1%増）を計上することが出来ました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、661,779千円と前事業年度末に比べ323,845千円の増加となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）

営業活動の結果得られた資金は、144,118千円（前期比64.3%増）であります。これは主に、売上債権の増加額88,666千円、税引前当期純利益280,208千円、法人税等の支払額103,933千円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は206,826千円（前期は32,929千円の使用）であります。これは主に、固定性預金の払戻による収入253,000千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は27,099千円（前期比78.5%減）であります。これは主に、長期借入金の返済による支出527,200千円と社債の発行による収入196,682千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の主たる業務は、機械設計、電気・電子設計、ソフトウェア開発等の設計開発等のテクニカルアウトソーシング事業であり、提供するサービスの性格上、生産実績の記入になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

生産実績と同様の理由により、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業の職種別に示すと、次のとおりであります。

事業の職種別	第44期 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	第45期 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)	
	販売実績(千円)	販売実績(千円)	前期比(%)
テクニカルアウトソーシング事業	3,463,083	4,253,117	122.8
機械設計	1,785,282	2,026,238	113.5
電気・電子設計	1,598,237	1,625,280	101.7
ソフトウェア開発	79,564	601,598	756.1
その他の事業	17,640	—	—
合計	3,480,723	4,253,117	122.2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 第44期における、その他の事業の販売実績は、清掃業によるものでありますが、当該事業は平成17年10月に撤退しておりますので、第45期の販売実績はありません。

3【対処すべき課題】

当社を取り巻く経済環境は、ゆるやかな回復基調にあり、来期以降も自動車関連及び自動車部品関連の顧客企業のニーズは順調に推移するものと予想されます。このような現状の中、慢性的なエンジニア不足により、当社が属するアウトソーシング市場の拡大の余地は引き続き大きいと判断しており、技術品質の向上とともに業容拡大にも取り組んでまいります。

そのための経営課題としては、新卒技術者の大量採用、中途採用による熟練技術者の強化に向け全国展開を図り、各地域の顧客要望獲得のため、新規開拓を強化し、特に関東以東の販路の拡大と人材登用により、効率的な業務運営に努め、業績の更なる向上と長期安定的な経営基盤の構築が必要であると考えております。具体的には、次の対策を図ることによって上記の課題に取り組んでまいります。

① 技術者の確保

東京・大阪・広島・福岡の各エンプロイメントセンター（採用拠点）において、中途採用者は、ハローワーク・人材銀行等を活用し、新卒者は、私立大学の場合は、大学教授の紹介、国公立大学の場合は、大学教授の推薦状により求人を展開し、質・量ともに充実した技術者の確保を図ります。

② 技術キャリアアップのための人材育成推進

これまででも、顧客のニーズの確保、顧客満足を主眼に、東京・名古屋・大阪の各テクニカルセンター（教育研修拠点）において、顧客要望に対応した技術者のレベルアップシステムを構築し、技術者のキャリアアップのため、所属する設計職種の専門スキルの習得を基本に、業務に直結した実務レベルの研修として、職種別分科会、技術セミナー、技術交流会等を設計職種ごと、階層ごとに開催しております。これらの研修等を通じて技術の向上のみならずヒューマンスキルアップの向上育成に努めてまいりましたが、今後は更に強化してまいります。

③ 顧客基盤の拡充のための営業強化

当社は、今後一層の業容拡大を図るため、特定の産業の動向に左右されない安定した顧客基盤を構築することが課題となります。今後は、新規エリアとして東北・北海道地区、九州・中四国地区の顧客ニーズを的確に把握し、新規顧客企業を戦略的に開拓し、あらゆる産業分野において業容の拡大を図ってまいります。

④ コンプライアンス・リスク管理体制の強化

当社は、法令・社会規範・倫理等を遵守するコンプライアンスと、リスクを低減するリスクマネジメントを一体で推進するコンプライアンス・リスク管理により、より公正で透明な経営システムを構築するため、平成18年2月にコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理のための社内環境の整備、リスク評価の検証、リスク許容度の設定、リスク管理の統制、情報システムと伝達システムの確立、監視活動を実施してまいりましたが、今後は更に強化してまいります。

⑤ 業務請負契約による事業拡大の基盤構築

現在、当社が行うテクニカルアウトソーシング事業において顧客企業と取り交わす契約形態は、派遣契約が主ですが、今後は顧客企業において潜在的ニーズがあると考えられる、業務請負契約による事業展開に対応するための基盤構築に努めてまいりたいと考えております。

⑥ 有料職業紹介事業の展開

当該事業は、平成16年2月1日に、職業安定法第30条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から許可を得ており、今後は当該事業に対する顧客のニーズが拡大した場合には、事業展開をしてまいりたいと考えております。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資家の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 法的規制について

当社事業に対する業務区分ごとの法的規制等は以下のとおりであります。

① 事業の届出・許可制について

当社の主たる事業である設計技術者の人材派遣業は、労働者派遣法の適用を受けております。

人材派遣事業は派遣される労働者の雇用形態により、届出制の特定労働者派遣事業（派遣される労働者が派遣会社に常時雇用されている労働者である）と許可制の一般労働者派遣事業（派遣を希望する労働者を登録しておき、労働者を派遣する際に、労働者を雇い入れた上で派遣する登録型の派遣事業）に区分されております。

当社は、労働者派遣法に基づき、昭和61年11月に大阪本社において労働大臣に特定労働者派遣事業の届出を行い、平成15年12月に特定労働者派遣事業から将来の顧客要望等を踏まえ、また将来の事業展開に備え、多様な雇用形態が可能な一般労働者派遣事業への変更を行い、厚生労働大臣の許可を受けました。現在は、大阪本社・中部事業所・横浜事業所・東部事業所・宇都宮事業所の各拠点において厚生労働大臣の許可（許可番号 般27-020513）を受けております。

当社としては労働者派遣法等の法令等の遵守を最重要課題のひとつと認識し、法令等遵守体制の強化に努めておりますが、当社がこれらの法的規制等に何らかの事象により抵触するなどして、事業の継続に支障をきたすことになった場合等には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 派遣適用対象業務の制限及び自由化について

労働者派遣法施行令第4条により人材派遣を行うことのできる業務は、情報処理システム開発関係・機械設計関係・研究開発関係等の26業務に限定されておりました。

しかし、改正労働者派遣法が平成11年12月に施行され、港湾運送業務、建設業務、警備業務及び政令で定める業務（医療関係の業務、人事労務管理関係の使用者側の直接当事者となるもの、弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の士業者）を除き派遣対象業務が原則自由化されました。

さらに、平成16年3月施行の労働者派遣法改正において当社に影響を及ぼすと考えられる項目は以下のとおりであります。

- 1) 一般派遣の派遣期間が条件付で1年から3年に延長
- 2) 26業務については同一派遣労働者の派遣期間が3年から無制限に緩和
- 3) 「物の製造業務」への労働者派遣の解禁
- 4) 紹介予定派遣の定義及び当該派遣における派遣労働者の事前特定行為禁止の適用除外
- 5) 一般労働者派遣及び特定労働者派遣において許可が事業所単位から事業主単位へ改正

相次ぐ規制緩和で、これまで派遣を行うことのできなかった営業職・販売職・製造業務等への人材派遣を行うことが可能となり、また派遣期間についても条件付の延長が認められることとなったことにより、これらは人材派遣市場の拡大要因になると考えているとともに、派遣対象業務の原則自由化により、人材派遣業界への他業種からの新規参入と競争が促進される可能性があると考えております。また今後更なる改正等により、法令等遵守体制の強化が必要となり、追加的な費用が発生した場合や競合が激化した場合等には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 稼働率について

当社では顧客企業に派遣する技術者の大半を正社員として雇用しております。そのため、顧客企業に派遣していない期間においても技術者に対する労務費が発生し、技術者の稼働率が低下した場合には売上への減少に加え、労務費率の上昇により、利益率が低下する可能性があります。

当社においては、技術者の育成、派遣契約期間の長期化等により、高い稼働率を確保できるように努めておりますが、顧客企業の動向や他社との競合の激化等により、稼働率が低下した場合等には当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業績の季節変動について

当社の業績は、下期（８月～１月）に偏重する傾向があります。これは、上期において４月度に学卒新入社員が相当数入社し、約３ヶ月間新入社員教育を実施することが販売費及び一般管理費の増加につながり、利益が減少する傾向にあることによります。下期は新入社員の配属により稼働人員の増加・派遣社員の稼働率ともに上昇し、上期に比して、売上高及び利益が増加する傾向があります。当事業年度及び前事業年度の上半期及び下半期の業績は以下のとおりであります。

技術員全体に占める新入社員数の割合が増加した場合や、新入社員教育に関する費用が当初計画を上回って推移した場合等には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

	第44期（平成18年１月期）			第45期（平成19年１月期）		
	上半期	下半期	通期	上半期	下半期	通期
売上高（千円） （構成比）（％）	1,634,514 (47.0)	1,846,209 (53.0)	3,480,723 (100.0)	2,020,408 (47.5)	2,232,709 (52.5)	4,253,117 (100.0)
営業利益（千円） （構成比）（％）	23,567 (18.2)	105,674 (81.8)	129,241 (100.0)	85,154 (27.4)	225,339 (72.6)	310,493 (100.0)
経常利益（千円） （構成比）（％）	11,187 (11.0)	90,269 (89.0)	101,456 (100.0)	72,569 (25.1)	216,374 (74.9)	288,944 (100.0)

（注）１．上記金額には、消費税等は含まれておりません。

２．下半期の業績は、通期の業績から上半期の業績を差し引いて算出しております。

(4) 電気機器関連業界への依存について

当社の顧客企業毎の業種をみると、電気機器業界への売上の割合が高くなっており、平成18年１月期は48.2%、平成19年１月期は50.4%となっております。当社といたしましては、事業展開の拡大とともに業種等による偏りが少なくなるよう取り組んでおりますが、依存度の高い業界の業況が不振となるなどの場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 技術者の確保及び育成について

ここ数年、経済動向が縮小傾向であったことにより、顧客である各企業の従業員対策は、正社員から固定費圧縮の一環として、派遣社員の依存拡大というアウトソーシング傾向が強まっております。各企業においてコア技術開発に関しては自社採用のスタッフのみで構築し、その周辺技術に関しては外部スタッフを活用するといった方針を採用する企業は、増加傾向にあると考えております。

しかしながら、周辺技術対応スタッフは製品開発における重要な部分を担当するため、コア技術を理解し、対応できるより優秀な人材の供給を期待されております。

当社は重要な経営資源である技術者の確保について、各エリアを拠点とするエンプロイメントセンターにおいて技術系新卒採用と技術系中途採用を実施しております。全国の理工系大学、高等専門学校への学校訪問・学内セミナー等を実施し、求人ウェブ、ホームページ等ネット媒体、ハローワークを中心に多数の技術員の募集を行っておりますが、労働人口の高齢化、少子化等の雇用情勢、製造業での正社員雇用の増加等の要因により、万一当社がこれらの技術者の確保を十分にできなかった場合、顧客企業への派遣技術者の要望に対応できず、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また当社においては、一般・基礎・応用研修等を実施することで技術員の育成に努めておりますが、当社の技術員が顧客の要望を充足できず、クレーム等が発生した場合等には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 工数時間及び技術料金の変動について

当社の主たる事業である設計技術者の人材派遣業においては、顧客企業からの技術料金を工数時間単位（1時間当たり）または月極で売上計上しており、技術者の技術レベルや技術内容に応じて価格を設定いたしております。一方、売上原価は、技術者の給与、法定福利費、その他付随費用により、構成されます。

また当社の事業サイクルは、採用（雇用）・教育（育成）・営業（派遣）で運営されており、このサイクルの澁みない循環が当社の収益構造を確立しております。

当社の利益の基本は、技術料金と売上原価の差額から生み出されるものであり、当社は多数の技術者を雇用し、あらゆる顧客企業からの開発ニーズの要請に的確に対応することで、技術者の人員の確保及び工数時間を増加させ、一定の利益水準を確保できるよう努めております。しかしながら、工数時間及び技術料金は、地域格差、顧客企業の業種格差、景気動向や同業他社との競争、技術革新スピードへの研修対応にも左右されます。また設計技術者の人材派遣業については、多数の企業が参入する参入障壁が低い業界であり、小規模企業も多く、圧倒的シェアを握っている企業はないと認識しております。このような業界環境において、工数時間及び技術料金が大幅に変動した場合等には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 社会保険について

労働者派遣事業においては、平成11年の労働者派遣法改正の指針において、派遣労働者の社会保険加入及び派遣先企業に対しての社会保険加入有無の通知義務が課せられました。現在、当社はこれらの指針に則り、社会保険加入資格者の完全加入を実現しており、今後においても完全加入を継続する方針であります。

一方、社会保険については、年金制度改革等の影響もあり、今後、社会保険料率が引き上げられる可能性があります。当社は、費用全体に占める労務費の割合が高いため、社会保険料率の引上げが実施された場合には、当社の労務費等が増加し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報管理について

当社は、全社員について雇用時に、機密保持と個人情報の保護を目的とした社員誓約・承諾書への署名捺印をさせており、情報閲覧可能者の限定、情報管理に関する教育の実施、社内システムへのアクセスパスワード化を進め、顧客情報及び採用情報並びに個人情報の保護に努めております。またコンピュータ管理委員会、コンプライアンス・リスク管理委員会の定期的な開催及び内部監査室による監査を継続的に実施することにより、漏洩等を未然に防止する取組みを行っております。

しかしながら、何らかの理由により顧客情報等が外部に流失した場合には、当社の社会的な信用等が失墜し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。これら財務諸表の作成にあたって当社が採用している重要な会計方針は、「第5〔経理の状況〕1〔財務諸表等〕（1）〔財務諸表〕」に記載のとおりであります。なお、財務諸表等には将来に対する見積り等が含まれておりますが、これらは提出日現在において当社の判断によるものであります。このような将来に対する見積り等は過去の実績や趨勢に基づき可能な限り合理的に判断したものであります。判断時には予期し得なかった事象等の発生により、結果とは異なる可能性があります。

(2) 財政状態の分析

① 資産

当事業年度末における流動資産の残高は、1,399,279千円（前事業年度末は1,195,896千円）となり、203,382千円増加いたしました。主な要因は、売上増加に伴う売掛金の増加（403,545千円から496,852千円へ93,307千円増）によるものであります。

当事業年度末における固定資産の残高は、304,236千円（前事業年度末は301,397千円）となり、2,839千円増加いたしました。主な要因は、人事系システム導入等による無形固定資産の増加（2,413千円から23,777千円へ21,363千円増）及び繰延税金資産の減少（79,972千円から66,654千円へ13,317千円減）によるものであります。

② 負債

当事業年度末における流動負債の残高は、693,788千円（前事業年度末は589,616千円）となり、104,172千円増加いたしました。主な要因は、未払法人税等の増加（73,735千円から109,885千円へ36,150千円増）及び従業員増加に伴う賞与引当金の増加（74,500千円から98,687千円へ24,187千円増）によるものであります。

当事業年度末における固定負債の残高は、489,241千円（前事業年度末は613,820千円）となり、124,578千円減少いたしました。主な原因は、長期借入金の減少（231,100千円から74,300千円へ156,800千円減）によるものであります。

③ 純資産

当事業年度末における純資産の残高は、520,485千円（前事業年度末は293,857千円）となり、226,628千円増加いたしました。主な要因は、当期純利益の計上に伴う繰越利益剰余金の増加（100,847千円から251,047千円へ150,200千円増）、第三者割当増資と新株予約権の行使による資本金の増加（106,250千円から144,687千円へ38,437千円増）及び資本準備金の増加（36,300千円から74,737千円へ38,437千円増）によるものであります。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は、661,779千円と前事業年度末に比べ323,845千円の増加となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）

営業活動の結果得られた資金は、144,118千円（前期比64.3%増）であります。これは主に、売上債権の増加額88,666千円、税引前当期純利益280,208千円、法人税等の支払額103,933千円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は206,826千円（前期は32,929千円の使用）であります。これは主に、固定性預金の払戻による収入253,000千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は27,099千円（前期比78.5%減）であります。これは主に、長期借入金の返済による支出527,200千円と社債の発行による収入196,682千円によるものであります。

② 資金需要

当社の資金需要の主なものは、当社派遣社員に伴う人件費等であります。

(4) 経営成績の分析

当事業年度の経営成績は、売上高4,253,117千円（前期比22.2%増）、営業利益310,493千円（同140.2%増）、経常利益288,944千円（同184.8%増）、当期純利益150,200千円（同329.3%増）となりました。これは当社の主要顧客である製造業が経営資源の効率性を重視し、外部のアウトソーシングを活用するニーズが高まったためであります。

① 売上高

当社は、輸送機器やデジタル家電などの好況業種へ派遣人員を配置したことにより、全社平均としての稼働率は97.0%と高水準を保つことが出来ました。これに加え新卒の大量採用と総工数のアップにより、当事業年度の売上高は、4,253,117千円（前期比22.2%増）となりました。

② 営業利益

当事業年度の売上原価は、新卒の大量採用による労務費及び社宅家賃等の付随費用の発生により増加しましたが、上記売上高の増加により、売上総利益は1,272,255千円（前期比30.3%増）となりました。

当事業年度の販売費及び一般管理費は、間接部門スタッフ及び営業・採用スタッフの増員に伴う労務費の増により増加しました。

以上の結果、当事業年度の営業利益は310,493千円（前期比140.2%増）となりました。

③ 経常利益

当事業年度の経常利益は、営業利益の増加を主因として288,944千円（前期比184.8%増）となりました。

④ 当期純利益

当事業年度の当期純利益は、減損損失等で特別損失が8,735千円発生し、また法人税、住民税及び事業税が140,924千円、法人税等調整額が△10,916千円発生したこと等により、150,200千円（前期比329.3%増）となりました。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

技術者派遣事業は、採用（雇用）→教育（育成）→営業（派遣）というサイクルにより売上に結びついていきます。

上期（2月～7月）において4月度に学卒新入社員が相当数入社することで販売費及び一般管理費が増加し、下期（8月～1月）に比して利益が減少する傾向にあります。

また、新たに更新した中期経営計画（平成19年度～平成21年度の3ヵ年計画）では、前年対比の売上高アップを期しておりますが、これを阻害する要因としては、

① 技術社員の確保の未達、更には定着率の悪化

② 技術員一人当たりの予定単価の未達

③ 営業面で新規顧客の開拓、既存顧客の更なる強化の未達

であり、これに対し採用面では、大学生向けのインターンシップや、各エンプロイメントセンターによる大学内で単独の就職セミナーを開催し、採用数の確保を図っております。

技術員一人当たりの予定単価の確保のためには、個々の技術員のレベルアップを図り付加価値を向上させることが必要であると考えております。そのため、テクニカルセンターを中心に分科会・技術交流会を定期的に開催することにより、個々の技術員のレベルアップを図ってまいります。

営業面に関しては、訪問頻度の回数アップ、新たな提案のレベルアップにより、顧客開拓に努める所存であります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社の主要顧客である製造業においては、設備投資が活発化し、開発案件の増加とともに研究開発業務に対する需要が旺盛になっております。

当社といたしましては、技術社員を確保するとともに、テクニカルセンターを中心として技術スキルに加え、ヒューマンスキルアップ等を施し、顧客の幅広い要望に応えられる人材を提供できるように努める所存であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は、13,474千円であり、研修設備の増設（8,555千円）、社員寮管理システムの開発（1,878千円）等ソフトウェアを中心に投資を行っております。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成19年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員 数 (人)
		建物 (千円)	工具器具備 品 (千円)	ソフトウェ ア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
大阪本社 西部事業所 (大阪市北区)	本社及び事業所、 テクニカルセンター 及びエンプロイメン トセンター	9,919	6,783	7,705	68,720	93,128	30
東京本社 東部事業所 (東京都港区)	本社及び事業所 テクニカルセンター 及びエンプロイメン トセンター	3,463	2,055	3,208	25,807	34,534	10
中部事業所 (名古屋市中村区)	事業所及びテクニカ ルセンター	660	764	1,557	4,534	7,517	4
横浜事業所 (横浜市西区)	事業所	575	592	—	3,991	5,160	4
宇都宮事業所 (栃木県宇都宮市)	事業所	1,960	469	—	2,700	5,130	2

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 上記の事業所は賃借しております。なお、上記建物の内容は主として造作物であります。
3. 従業員数は各事業所の就業人員であり、顧客企業へ配属しました技術員は、上記の従業員数には含まれておりません。
4. 上記の他、遊休資産である土地（兵庫県赤穂郡733㎡、兵庫県多紀郡1,631㎡、神戸市北区550㎡、兵庫県尼崎市155.47㎡、兵庫県尼崎市168.23㎡）66,839千円を有しております。
5. その他は、差入保証金であります。また大阪本社の差入保証金には、社員寮の差入保証金を含んでおります。
6. 平成19年2月1日から平成19年8月31日現在までに完成した設備は以下のとおりであります。

平成19年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員 数 (人)
		建物 (千円)	工具器具備 品 (千円)	ソフトウェ ア (千円)	合計 (千円)	
大阪本社 西部事業所 (大阪市北区)	本社及び事業所、 テクニカルセンター及 びエンプロイメントセ ンター	—	—	25,001	25,001	31

7. 上記の他、主要な設備のうち他の者から賃借している設備は、下記のとおりであります。

平成19年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借面積 (面積㎡)	年間賃借料 (千円)
大阪本社 西部事業所 (大阪市北区)	賃借建物	536.61	29,744
東京本社 東部事業所 (東京都港区)	賃借建物	346.79	25,807
中部事業所 (名古屋市中村区)	賃借建物	125.98	4,534
横浜事業所 (横浜市西区)	賃借建物	66.63	3,991
宇都宮事業所 (栃木県宇都宮市)	賃借建物	100.02	2,700
従業員社宅	賃借建物	—	221,377

8. 上記の他、リース契約による主要な賃借設備は、下記のとおりであります。

平成19年1月31日現在

名称	数量	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
3次元CADシステム他	一式	5年	10,966	20,903

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 設備の新設

平成19年8月31日現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定日		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
東京本社 東部事業所 (東京都港区)	レイアウト 変更に伴う 建物附属設 備等の購入	7,800	—	増資資金	平成19年12月	平成20年2月	本社機能 拡充
名古屋事業所 (名古屋市中村区)	増床に伴う 建物附属設 備等の購入	10,300	—	増資資金	平成19年12月	平成20年2月	営業力拡 大
横浜事業所 (横浜市西区)	移転に伴う 建物附属設 備等の購入	17,300	—	増資資金	平成19年12月	平成20年2月	営業力拡 大
東日本地区	事業所開設 に伴う建物 附属設備等 の購入	12,000	—	増資資金	平成20年1月	平成20年4月	営業力拡 大
西日本地区	事業所開設 に伴う建物 附属設備等 の購入	12,000	—	増資資金	平成20年1月	平成20年4月	営業力拡 大
大阪本社 (大阪市北区)	全社管理シ ステム	70,000	—	増資資金	平成20年1月	平成21年7月	管理体制 の合理化

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の除却等

平成19年8月31日現在計画中の重要な設備の除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	3,000,000
計	3,000,000

（注） 平成19年5月31日開催の取締役会決議により、平成19年6月22日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は、2,250,000株増加し、3,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名
普通株式	782,000	非上場
計	782,000	—

（注） 平成19年6月22日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成17年6月17日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成19年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,430	1,430
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1、3	1,430(注)1	5,720
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	2,600(注)2	650
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成24年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,600 資本組入額 1,300	発行価格 650 資本組入額 325
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または関係会社の取締役、監査役、顧問、契約社員もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使できるものとする。 (3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 (4) その他の条件については、取締役会並びに株主総会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する「株式会社アルトナー新株予約権付与契約書」に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式割当による新株を発行するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{一株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数} \text{ (併合の場合は減少株式数を減ずる)}}$$

3. 平成19年6月22日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っており、新株予約権の目的となる株式数は5,720株になっております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成16年2月27日 (注) 1	20,000	148,000	16,000	80,000	16,000	16,000
平成16年10月1日 (注) 2	11,500	159,500	12,650	92,650	12,650	28,650
平成17年1月28日 (注) 3	3,500	163,000	7,350	100,000	1,400	30,050
平成17年10月3日 (注) 4	5,000	168,000	6,250	106,250	6,250	36,300
平成18年10月16日 (注) 5	5,000	173,000	7,500	113,750	7,500	43,800
平成19年1月24日 (注) 6	22,500	195,500	30,937	144,687	30,937	74,737
平成19年6月22日 (注) 7	586,500	782,000	—	144,687	—	74,737

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 1,600円
資本組入額 800円
割当先 大阪中小企業投資育成株式会社

2. 有償第三者割当

発行価格 2,200円
資本組入額 1,100円
割当先 アルトナー従業員持株会、当社取締役及び当社監査役

3. 有償第三者割当

発行価格 2,500円
資本組入額 2,100円
割当先 佐藤 利彦・平野 重雄・中澤 洋二・吉田 一也・松田 充生・横田 成昭

4. 有償第三者割当

発行価格 2,500円
資本組入額 1,250円
割当先 アルトナー従業員持株会

5. 有償第三者割当

発行価格 3,000円
資本組入額 1,500円
割当先 アルトナー従業員持株会

6. 新株予約権行使

発行価格 2,750円
資本組入額 1,375円
割当先 当社取締役

なお、発行価格及び資本組入額には、付与日における公正な評価単価の150円を含んで計算しております。

7. 普通株式1株を4株に分割

(5) 【所有者別状況】

平成19年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	－	－	15	16	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	800	－	－	7,019	7,819	100
所有株式数の 割合（％）	－	－	－	10.23	－	－	89.77	100.0	－

（注） 平成19年4月26日開催の当社定時株主総会の決議により、平成19年4月26日付で定款の一部を変更し、100株を1単元とする単元株式制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 781,900	7,819	—
単元未満株式	100	—	—
発行済株式総数	782,000	—	—
総株主の議決権	—	7,819	—

② 【自己株式等】

平成19年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2名 当社従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、今後の事業展開や業績及び経営環境、経営基盤の強化を総合的に勘案しながら、株主に対する安定的な配当を実施することを、経営の最重点課題と位置付けております。

当社は、今後、業績動向等を考慮しながら、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

また、内部留保金は、財務体質の強化と今後の成長に資するために、従業員の採用や教育研修等の人材投資資金に活用していく予定であります。

第45期の配当につきましては、業績動向及び配当性向等を総合的に勘案しながら、1株当たり150円の配当を実施することを決定しました。この結果、第45期の配当性向は17.0%となりました。

当社は、「取締役会の決議により、毎年7月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨定款に定めております。

なお、第45期に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成19年4月26日 定時株主総会	29,325	150

4【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		関口 相三	昭和39年12月31日生	昭和58年6月 株式会社メイテック入社 昭和63年4月 株式会社大阪技術センター（現当社）入社 平成5年3月 当社取締役経営企画室長 平成10年2月 当社取締役副社長 平成14年2月 当社代表取締役社長（現任）	※1	526,000
常務取締役	管理 本部長	張替 朋則	昭和29年5月24日生	昭和53年4月 東洋紡インテリア株式会社入社 昭和57年3月 株式会社大阪技術センター（現当社）入社 平成2年3月 当社関東事業部長 平成3年3月 当社取締役 平成5年3月 当社常務取締役総務部長 平成19年2月 当社常務取締役管理本部長（現任）	※1	32,000
常務取締役	事業統括 本部長	奥坂 一也	昭和30年9月3日生	昭和53年4月 株式会社大阪技術センター（現当社）入社 平成5年10月 当社第3事業部長 平成14年2月 当社常勤監査役 平成16年4月 当社常勤監査役退任 平成16年4月 当社常務取締役人材開発部長 平成19年2月 当社常務取締役人材開発本部長 平成19年4月 当社常務取締役事業統括本部長（現任）	※1	18,000
取締役	人材開発 本部長	江上 洋二	昭和33年9月26日生	昭和56年4月 株式会社大阪技術センター（現当社）入社 平成19年2月 当社人材開発本部能力開発部長 平成19年4月 当社取締役人材開発本部長（現任）	※1	4,196
常勤監査役		市川 邦彦	昭和14年4月5日生	昭和39年4月 鐘ヶ淵紡績株式会社（現カネボウ株式会 社）入社 平成6年6月 同社 取締役 ファッション事業本部長 平成10年7月 カネボウ物流株式会社 専務取締役 平成12年7月 カネボウ興産株式会社 取締役副社長 平成14年10月 同社 非常勤相談役 平成16年4月 当社常勤監査役（現任）	※2	4,000
監査役		横田 成昭	昭和15年11月25日生	平成元年4月 大阪産業大学大学院教授 平成18年4月 当社 監査役（現任）	※2	2,000
監査役		金井 博基	昭和30年9月18日生	昭和54年4月 土肥税理士事務所入所 昭和60年9月 関公認会計士事務所入所 平成3年4月 金井税理士事務所創業 所長（現任） 株式会社継栄クリニック創業 代表取締役 （現任） 平成19年4月 当社監査役（現任）	※2	800
計						586,996

（注） 1. 常勤監査役市川邦彦並びに監査役横田成昭及び金井博基は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. ※1. 平成19年6月29日開催の臨時株主総会締結から平成21年4月開催予定の第47回定時株主総会の終結まで

※2. 平成19年6月29日開催の臨時株主総会締結から平成23年4月開催予定の第49回定時株主総会の終結まで

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- ① 当社は、長期安定的な株主価値向上を経営の最重要課題と位置づけており、事業の発展及び収益性を確保するとともに、より高い技術開発力を目指す技術者集団として、各業界での顧客企業とともに“テクニカルパートナー”として成長していくことを目指しております。また、常に社会の求めるものを追求し、需要を創造するとともに、会社の永続的な発展のために経営の効率性と健全性を追求してまいります。
- ② 会社の社会的役割を認識し、法令等を遵守するとともに株主・地域社会・顧客企業・従業員などステークホルダーとの良好な関係の維持発展に努めてまいります。
- ③ 経営環境の変化に柔軟に対応できる経営管理体制（含む内部管理体制）により、内部統制並びにリスクマネジメントをより一層強化し、管理体制の充実を図ってまいります。また、社内外への情報の迅速な開示と、経営の透明性を高めてまいります。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備

① 会社の機関の基本説明

1) 取締役会

取締役会は4名で構成されております。経営事項の最終判断・決定の場として、的確かつ迅速な意思決定を行うため、代表取締役を含む取締役並びに監査役が出席する取締役会を毎月2回開催しております。

1回目の取締役会は、業績取締役会と称して原則として毎月15日に開催しており、内容としては、月次業績に関連する事項が主な議題であります。2回目の取締役会は、定時取締役会と称して原則として毎月末に開催しており、内容としては、経営計画に関する事項をはじめ、業務執行に関する重要事項の審議・決定を行っております。

2) 経営会議

経営会議は、代表取締役社長を除く取締役、経営戦略本部長、経理部長、人材開発部長で構成されております。取締役会の諮問を受けて経営戦略の周知徹底・各部門の進捗動向・利益計画の進捗状況・月次業務執行状況の報告を行う会議であり、毎月2回開催されております。1回目の経営会議は、取締役会付議事項の一部及び事業計画の進行管理並びに取締役会より諮問される事項を審議し、2回目の経営会議は、月次業績に関して前月の実績・当月の見込を把握し問題点の抽出・整理を行い取締役会に報告いたします。

3) 監査役会

当社では、定款により監査役及び監査役会を設置することを定め、監査体制の強化を図っております。監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されており、意見交換を行ったうえで監査の方針を定めるほか、監査報告書の作成を行っております。

監査役は、監査役会で定められた監査方針に従い、会計監査、業務監査の一環として取締役会への出席だけでなく、経営会議及びコンプライアンス・リスク管理委員会への出席を行い会社の健全な経営に資するために職務を遂行しております。また、内部監査室、監査法人とは情報及び意見の交換を行い連携を密にしております。

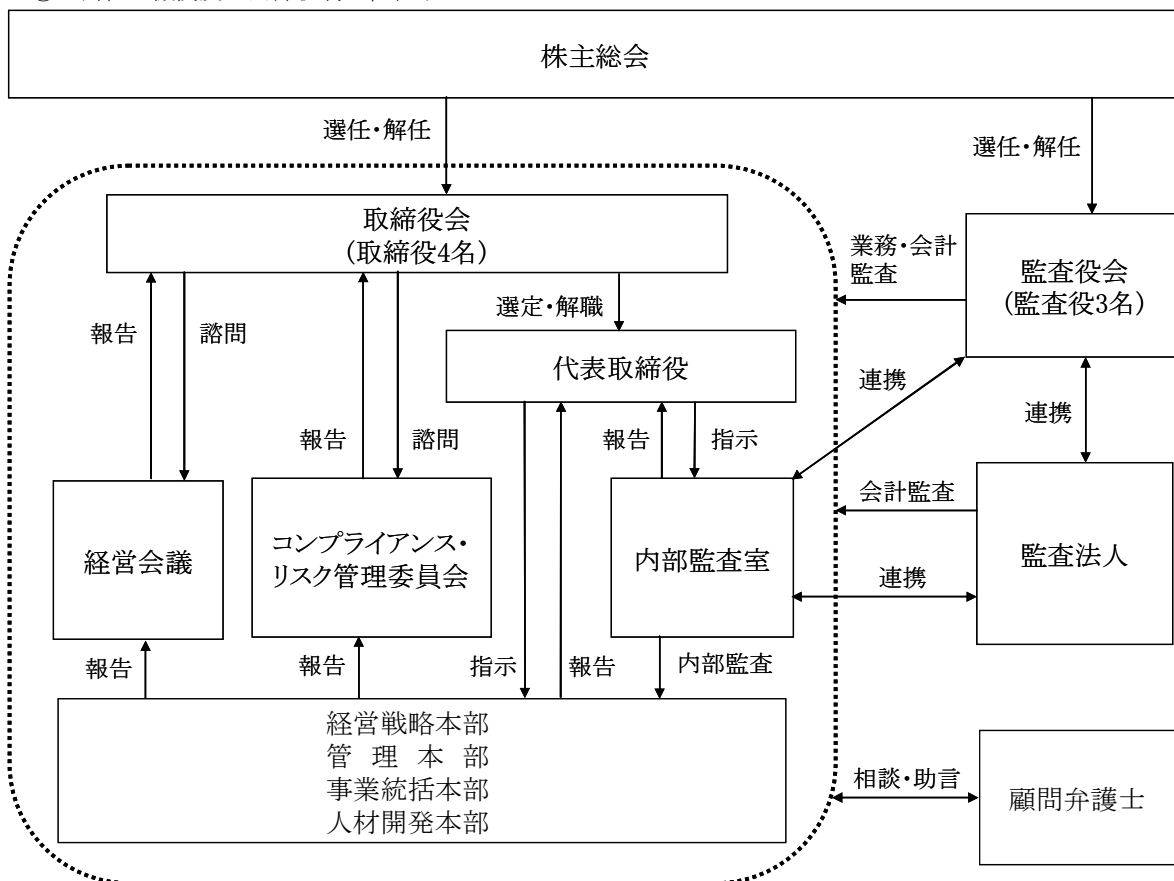
4) 内部監査室

内部監査室は、内部監査室長1名及び室員1名で構成されております。内部監査は、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に従って実施しております。内部監査では、経営方針との整合性、経営効率の妥当性の面から、業務改善のため必要な監査及び法令や規程等の遵守状況の監査を行っており、その監査結果を代表取締役社長に報告しております。

5) コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス・リスク管理委員会は、取締役、監査役、部門長、事業所長により構成されております。代表取締役社長を議長として、コンプライアンス・リスク管理委員会では、各本部の報告を受けリスクの評価の検証、リスク抽出及びリスク許容度の設定、リスク管理の統制、情報システムと伝達システムの確立、監視活動を行いリスク管理のための社内環境の整備を行っております。審議された事項は、取締役会に報告されております。

② 会社の機関及び内部統制の仕組み



③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、平成18年6月30日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を決議しており、当該基本方針に基づく現在の主な整備状況は下記のとおりであります。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス・リスク管理委員会を中心として、法令等及び定款遵守の周知徹底と実行を図る体制を構築すると共に、法令等違反行為を未然に防止又は速やかに認識するための実効性を確保するために、内部通報制度を整備しております。

また、業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施し、各部門の内部管理体制の適切性及び有効性の改善を促す体制を構築しております。

2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月2回の取締役会及び経営会議を開催しております。また、効率的な業務運営を具体化するために、権限範囲等を「取締役会規程」をはじめとする諸規程等によって明確にしております。

3) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報及び文書は、「文書管理規程」をはじめとする諸規程等に従い適切に保存及び管理の運用を実施しております。

4) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクを分類・定義し、リスクの種類ごとに担当部門がリスク状況の把握・分析等を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会において当該リスクの管理及び対策の検討を実施することによって各種のリスクを統括管理する体制を整備しております。

5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項として、監査役の当該使用人の設置要請があった場合には、対応する旨を定めております。

また、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制として、監査役の取締役会以外の社内会議への出席、監査役の社内重要資料の閲覧、会社に著しい損害を与える恐れのある事項に関する取締役及び使用人からの報告を行うこととしております。

その他、監査役監査の実効性向上のために、監査役は内部監査室及び監査法人との連携等に努め、必要と認められる場合には、監査役は弁護士その他外部アドバイザーを任用できることとしております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室長1名及び室員1名が専任者として、「内部監査規程」に基づき実施しており、代表取締役の承認を得た各部門の内部監査計画書を策定し、各部門の業務状況が法令や規程等に則り遂行されているか検証し、経営方針との整合性、経営効率の妥当性の面から監査し、業務改善・効率性の向上のため必要な助言を行っており、その監査結果を代表取締役社長に報告しております。

監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。また代表取締役と定期的に会合し、取締役の職務執行について適法性並びに妥当性を監査しております。

内部監査室長と監査役は、それぞれの年度毎に監査役と監査計画の立案に際し、相互に助言を行っており、また監査の際の監査報告書に関しては、相互の情報交換及び意見の交換を行い、情報の共有化を図る事により、効率的な監査実施に努めております。

内部監査室並びに監査役は監査法人と、相互の情報交換及び意見の交換を行い、監査課題等について認識の共通化を深め、監査法人より助言指導を仰いでおります。

⑤ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、佐藤雄一、近藤康仁であり、あずさ監査法人に所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士補等6名であり、いずれもあずさ監査法人に所属しております。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社はリスク管理を経営上の極めて重要な活動と認識しております。なかでも、法令遵守及び社内規範に関するリスク管理は特に重要であると認識しており、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しコンプライアンス・リスク管理の徹底をはかっております。

また個人情報の管理につきましては、「個人情報保護規程」を制定し、厳正な取り扱いを期し、法令違反等への抑止効果及びリスク回避の目的で、「内部通報制度規程」を設けてリスク管理体制の整備・強化をはかっております。

(4) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係の概要

① 社外取締役との関係

当社においては社外取締役はおりません。

② 社外監査役との関係

当社の全ての監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、市川邦彦は4,000株、横田成昭は2,000株、金井博基は800株、各々当社株式を保有しておりますが、それ以外で人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

(5) 役員報酬及び監査報酬

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬及び監査法人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

(役員報酬)

取締役を支払った報酬（社外取締役はおりません）	65,220千円
監査役を支払った報酬（全て社外監査役であります）	8,550千円
計	73,770千円

(監査報酬)

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	7,100千円
上記以外の業務に基づく報酬	2,000千円
計	9,100千円

(6) 取締役の選任

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(7) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成17年2月1日から平成18年1月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成18年2月1日から平成19年1月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成17年2月1日から平成18年1月31日まで）及び当事業年度（平成18年2月1日から平成19年1月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成18年 1 月 31 日)			当事業年度 (平成19年 1 月 31 日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金			665,933			758,779	
2. 受取手形			18,356			13,715	
3. 売掛金			403,545			496,852	
4. 貯蔵品			655			1,262	
5. 前払費用			3,025			4,409	
6. 繰延税金資産			43,798			68,338	
7. 未収入金			44,173			51,470	
8. 立替金			16,904			20,181	
9. その他			66			30	
貸倒引当金			△562			△15,762	
流動資産合計			1,195,896	79.9		1,399,279	82.1
II 固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 建物		45,624			44,789		
減価償却累計額		22,428	23,196		24,198	20,591	
(2) 構築物		1,968			1,677		
減価償却累計額		1,784	183		1,543	133	
(3) 工具器具備品		21,729			22,656		
減価償却累計額		9,831	11,897		11,930	10,726	
(4) 土地	※ 1		73,339			66,839	
有形固定資産合計			108,617	7.2		98,291	5.8

		前事業年度 (平成18年1月31日)		当事業年度 (平成19年1月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
2. 無形固定資産					
(1) ソフトウェア		759		12,471	
(2) 電話加入権		1,654		1,654	
(3) ソフトウェア仮勘定		—		9,651	
無形固定資産合計		2,413	0.2	23,777	1.4
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		—		1,888	
(2) 出資金		1,250		1,250	
(3) 長期前払費用		6,582		3,426	
(4) 繰延税金資産		79,972		66,654	
(5) 保証金		100,058		105,753	
(6) その他		5,802		6,194	
貸倒引当金		△3,300		△3,000	
投資その他の資産合計		190,366	12.7	182,168	10.7
固定資産合計		301,397	20.1	304,236	17.9
資産合計		1,497,294	100.0	1,703,515	100.0
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 短期借入金	※1	100,000		110,000	
2. 1年以内返済予定長期 借入金	※1	153,200		82,800	
3. 1年以内償還社債		50,000		110,000	
4. 未払金		39,982		71,400	
5. 未払費用		32,657		38,500	
6. 未払法人税等		73,735		109,885	
7. 未払消費税等		51,426		62,213	
8. 預り金		10,681		10,187	
9. 前受収益		57		114	
10. 賞与引当金		74,500		98,687	
11. 新株予約権		3,375		—	
流動負債合計		589,616	39.4	693,788	40.7

		前事業年度 (平成18年 1 月31日)			当事業年度 (平成19年 1 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
Ⅱ 固定負債	※ 1						
1. 社債			200, 000			260, 000	
2. 長期借入金			231, 100			74, 300	
3. 退職給付引当金			181, 280			153, 409	
4. その他			1, 440			1, 532	
固定負債合計			613, 820	41. 0		489, 241	28. 7
負債合計			1, 203, 437	80. 4		1, 183, 030	69. 4
(資本の部)	※ 2						
Ⅰ 資本金			106, 250	7. 1		—	—
Ⅱ 資本剰余金							
1. 資本準備金		36, 300			—		
資本剰余金合計			36, 300	2. 4		—	—
Ⅲ 利益剰余金							
1. 利益準備金		10, 460			—		
2. 任意積立金							
別途積立金		40, 000			—		
3. 当期末処分利益		100, 847			—		
利益剰余金合計			151, 307	10. 1		—	—
資本合計		293, 857	19. 6		—	—	
負債資本合計		1, 497, 294	100. 0		—	—	

		前事業年度 (平成18年1月31日)			当事業年度 (平成19年1月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			—	—		144,687	8.5
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—			74,737		
資本剰余金合計			—	—	74,737		4.4
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		—			10,460		
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		—			40,000		
繰越利益剰余金		—			251,047		
利益剰余金合計			—	—	301,507		17.7
株主資本合計			—	—	520,932		30.6
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金			—		△447		△0.0
評価・換算差額等合計			—	—	△447		△0.0
純資産合計			—	—	520,485		30.6
負債純資産合計			—	—	1,703,515		100.0

②【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成17年 2月 1日 至 平成18年 1月31日)			当事業年度 (自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高	※ 1		3,480,723	100.0		4,253,117	100.0
II 売上原価			2,504,088	72.0		2,980,861	70.1
売上総利益			976,635	28.0		1,272,255	29.9
III 販売費及び一般管理費			847,393	24.3		961,762	22.6
営業利益			129,241	3.7		310,493	7.3
IV 営業外収益							
1. 受取利息		65			170		
2. 受取配当金		48			69		
3. 受取手数料		2,802			820		
4. 研修教材料		818			1,510		
5. 保険解約返戻金		808			—		
6. 受取地代家賃		705			921		
7. 保険配当金		—			680		
8. その他		1,092	6,341	0.2	739	4,912	0.1
V 営業外費用							
1. 支払利息		24,288			16,462		
2. 社債利息		1,930			2,768		
3. 新株発行費		402			—		
4. 株式交付費		—			641		
5. 社債発行費		2,600			3,317		
6. その他		4,905	34,127	1.0	3,271	26,461	0.6
経常利益			101,456	2.9		288,944	6.8

		前事業年度 (自 平成17年 2月 1日 至 平成18年 1月31日)			当事業年度 (自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
VI 特別利益							
貸倒引当金戻入益		2,048	2,048	0.1	—	—	—
VII 特別損失							
1. 減損損失	※ 2	14,000			6,500		
2. 固定資産除却損	※ 3	—			287		
3. 固定資産廃棄損	※ 4	—			1,742		
4. 投資有価証券評価損		—	14,000	0.4	205	8,735	0.2
税引前当期純利益			89,504	2.6		280,208	6.6
法人税、住民税及び事業税		68,011			140,924		
法人税等調整額		△13,496	54,514	1.6	△10,916	130,008	3.1
当期純利益			34,990	1.0		150,200	3.5
前期繰越利益			65,856			—	
当期未処分利益			100,847			—	

売上原価明細書

		前事業年度 (自 平成17年 2 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)		当事業年度 (自 平成18年 2 月 1 日 至 平成19年 1 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 2	3, 057	0. 1	—	—
II 労務費		2, 214, 864	88. 5	2, 646, 990	88. 8
III 外注費		7, 565	0. 3	—	—
IV 経費		278, 600	11. 1	333, 870	11. 2
売上原価合計		2, 504, 088	100. 0	2, 980, 861	100. 0

前事業年度 (自 平成17年 2 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)		当事業年度 (自 平成18年 2 月 1 日 至 平成19年 1 月31日)	
1. 原価計算の方法 実際原価に基づく個別原価計算		1. 原価計算の方法 同左	
※ 2. 主な内訳は次のとおりであります。		※ 2. 主な内訳は次のとおりであります。	
(千円)		(千円)	
賃借料	141, 142	賃借料	180, 188
旅費交通費	104, 927	旅費交通費	117, 955

③【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金			
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年 1 月31日 残高 (千円)	106, 250	36, 300	10, 460	40, 000	100, 847	151, 307	293, 857
事業年度中の変動額							
新株の発行	7, 500	7, 500					15, 000
新株の発行 (新株予約権の行使)	30, 937	30, 937					61, 875
当期純利益					150, 200	150, 200	150, 200
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計 (千円)	38, 437	38, 437	—	—	150, 200	150, 200	227, 075
平成19年 1 月31日 残高 (千円)	144, 687	74, 737	10, 460	40, 000	251, 047	301, 507	520, 932

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成18年1月31日 残高 (千円)	—	3,375	297,232
事業年度中の変動額			
新株の発行			15,000
新株の発行 (新株予約権の行使)		△3,375	58,500
当期純利益			150,200
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△447		△447
事業年度中の変動額合計 (千円)	△447	△3,375	223,253
平成19年1月31日 残高 (千円)	△447	—	520,485

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成17年 2 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 2 月 1 日 至 平成19年 1 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		89,504	280,208
減価償却費		5,191	5,301
長期前払費用償却額		2,511	2,491
貸倒引当金の増加額 (△減少額)		△2,048	14,899
賞与引当金の増加額		34,500	24,187
退職給付引当金の減少 額		△15,610	△27,870
受取利息及び受取配当 金		△113	△239
支払利息		24,288	16,462
社債利息		1,930	2,768
株式交付費		—	641
新株発行費		402	—
社債発行費		2,600	3,317
減損損失		14,000	6,500
投資有価証券評価損		—	205
固定資産除却損		—	287
売上債権の増加額		△88,535	△88,666
貯蔵品の増加額		△370	△606
未払消費税等の増加額		8,472	10,786
その他流動資産の増加 額		△28,175	△11,210
その他流動負債の増加 額		20,035	26,741
小計		68,583	266,206
利息及び配当金の受取 額		113	239
利息の支払額		△25,911	△18,394
法人税等の還付額		44,925	—
法人税等の支払額		—	△103,933
営業活動によるキャッ シュ・フロー		87,711	144,118

		前事業年度 (自 平成17年 2 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 2 月 1 日 至 平成19年 1 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定性預金の預入による支出		△24,000	△22,000
固定性預金の払戻による収入		—	253,000
有形固定資産の取得による支出		△11,356	△840
無形固定資産の取得による支出		—	△13,897
保険積立金の増減額		2,399	△692
投資有価証券の取得による支出		—	△2,848
関係会社の清算による収入		4,151	—
敷金及び保証金の支出		△13,851	△12,529
敷金及び保証金の解約による収入		11,513	6,834
その他投資に係る支出		△1,785	△200
投資活動によるキャッシュ・フロー		△32,929	206,826
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入		150,000	670,000
短期借入金の返済による支出		△74,000	△660,000
長期借入れによる収入		150,000	300,000
長期借入金の返済による支出		△414,800	△527,200
社債の発行による収入		147,400	196,682
社債の償還による支出		△100,000	△80,000
株式の発行による収入		12,097	14,917
新株予約権発行による収入		3,375	—
新株予約権行使による新株発行収入		—	58,500
財務活動によるキャッシュ・フロー		△125,927	△27,099

		前事業年度 (自 平成17年 2 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 2 月 1 日 至 平成19年 1 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増減額		△71,145	323,845
VI 現金及び現金同等物の期首残高		409,079	337,933
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※ 1	337,933	661,779

⑤【利益処分計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成18年4月28日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
I 当期末処分利益			100,847
II 次期繰越利益			100,847

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年 2 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 2 月 1 日 至 平成19年 1 月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	—————	その他の有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)
2. 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法 (ただし、平成10年 4 月 1 日 以降に取得した建物 (建物附属設備を 除く) については定額法) なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 14～26年 工具器具備品 4～10年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間 (5 年) に基づく定額法	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	(1) 新株発行費 支出時に全額費用処理 (2) ————— (3) 社債発行費 支出時に全額費用処理	(1) ————— (2) 株式交付費 支出時に全額費用処理 (3) 社債発行費 同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績率に より、貸倒懸念債権等特定の債権につ いては個別に回収可能性を検討し、回 収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、 翌事業年度の支給見込額のうち、当事 業年度に負担すべき金額を計上してお ります。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成17年 2 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 2 月 1 日 至 平成19年 1 月31日)
	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき必要と認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。	(3) 退職給付引当金 同左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6. ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金の利息 (3) ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っておりヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 リスク管理方針に従って、以下の条件を満たす金利スワップを締結しております。 ①金利スワップの想定元本と長期借入金の元本額が一致している。 ②金利スワップと長期借入金の契約期間及び満期が一致している。 ③長期借入金の変動金利のインデックスと金利スワップで受払いされる変動金利のインデックスがTIBORで一致している。	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左

項目	前事業年度 (自 平成17年 2 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 2 月 1 日 至 平成19年 1 月31日)
	④長期借入金と金利スワップの金利改定条件が一致している。 ⑤金利スワップの受払い条件が期間を通して一定である。 従って、金利スワップの特例処理の要件を満たしているので有効性の評価を省略しております。	
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が平成16年3月31日に終了する事業年度に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。 これにより税引前当期純利益は14,000千円減少しております。 なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は520,485千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで投資その他の資産に区分掲記しておりました「保険積立金」(当事業年度末の残高は2,502千円)及び「ゴルフ会員権」(当事業年度末の残高は3,300千円)は重要性が乏しいため、当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。 (損益計算書) 前事業年度まで営業外費用に区分掲記しておりました「長期前払費用一時償却」(当事業年度末の残高は570千円)は重要性が乏しいため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。	(損益計算書) 前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険配当金」は、当事業年度において営業外収益の100分の10を超えたため、区分掲記しております。 なお、前事業年度の営業外収益の「その他」に含まれている「保険配当金」は、534千円であります。 前事業年度まで「新株発行費」として記載されていたものは、当事業年度より「株式交付費」として表示しております。 (キャッシュ・フロー計算書) 前事業年度まで「新株発行費」として記載されていたものは、当事業年度より「株式交付費」として表示しております。

追加情報

前事業年度 (自 平成17年 2 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 2 月 1 日 至 平成19年 1 月31日)
(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降開始する事業年度より、外形標準課税が導入されたことに伴い、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。 この結果、従来の方法に比較して販売費及び一般管理費が4,530千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。	—————

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年1月31日)	当事業年度 (平成19年1月31日)
※1. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産 土地 72,839千円 担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金 100,000千円 1年以内返済予定長期借入金 30,000 長期借入金 90,000 計 220,000	_____
※2. 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 普通株式 256,000株 発行済株式総数 普通株式 168,000株	_____
3. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 500,000千円 借入実行残高 — 差引額 500,000	3. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 1,300,000千円 借入実行残高 100,000 差引額 1,200,000

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年 2 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 2 月 1 日 至 平成19年 1 月31日)																																		
※ 1. 販売費に属する費用のおおよその割合は 7 %、一般管理費に属する費用のおおよその割合は93%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table><tr><td>役員報酬</td><td>74,725千円</td></tr><tr><td>給与及び賞与</td><td>305,977</td></tr><tr><td>法定福利費</td><td>46,102</td></tr><tr><td>旅費交通費</td><td>67,327</td></tr><tr><td>賃借料</td><td>156,516</td></tr><tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>5,662</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>3,116</td></tr><tr><td>減価償却費</td><td>7,702</td></tr></table>	役員報酬	74,725千円	給与及び賞与	305,977	法定福利費	46,102	旅費交通費	67,327	賃借料	156,516	賞与引当金繰入額	5,662	退職給付費用	3,116	減価償却費	7,702	※ 1. 販売費に属する費用のおおよその割合は 9 %、一般管理費に属する費用のおおよその割合は91%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table><tr><td>役員報酬</td><td>73,770千円</td></tr><tr><td>給与及び賞与</td><td>364,505</td></tr><tr><td>法定福利費</td><td>56,133</td></tr><tr><td>旅費交通費</td><td>75,151</td></tr><tr><td>賃借料</td><td>161,482</td></tr><tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>15,194</td></tr><tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>7,760</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>2,558</td></tr><tr><td>減価償却費</td><td>7,792</td></tr></table>	役員報酬	73,770千円	給与及び賞与	364,505	法定福利費	56,133	旅費交通費	75,151	賃借料	161,482	貸倒引当金繰入額	15,194	賞与引当金繰入額	7,760	退職給付費用	2,558	減価償却費	7,792
役員報酬	74,725千円																																		
給与及び賞与	305,977																																		
法定福利費	46,102																																		
旅費交通費	67,327																																		
賃借料	156,516																																		
賞与引当金繰入額	5,662																																		
退職給付費用	3,116																																		
減価償却費	7,702																																		
役員報酬	73,770千円																																		
給与及び賞与	364,505																																		
法定福利費	56,133																																		
旅費交通費	75,151																																		
賃借料	161,482																																		
貸倒引当金繰入額	15,194																																		
賞与引当金繰入額	7,760																																		
退職給付費用	2,558																																		
減価償却費	7,792																																		
※ 2. 減損損失 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 <table><tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th></tr><tr><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>兵庫県赤穂郡上郡町</td></tr><tr><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>兵庫県尼崎市西大物町</td></tr></table> 当社は、管理会計上で区分した事業部及び事業所をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、資産のグルーピングを行っております。また、現在未使用で今後も事業の用に供する予定がないものについては遊休資産としております。 遊休資産である上記の 2 物件については、今後とも利用が見込まれず、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（14,000千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、赤穂郡の山林1,000千円、尼崎市の宅地13,000千円であります。 なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額の算定に当たっては、固定資産税評価額等を基に算定しております。	用途	種類	場所	遊休資産	土地	兵庫県赤穂郡上郡町	遊休資産	土地	兵庫県尼崎市西大物町	※ 2. 減損損失 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 <table><tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th></tr><tr><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>兵庫県多紀郡篠山町</td></tr></table> 当社は、管理会計上で区分した事業部及び事業所をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、資産のグルーピングを行っております。また、現在未使用で今後も事業の用に供する予定がないものについては遊休資産としております。 遊休資産である上記の物件については、今後とも利用が見込まれず、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（6,500千円）として特別損失に計上いたしました。 なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額の算定に当たっては、固定資産税評価額等を基に算定しております。	用途	種類	場所	遊休資産	土地	兵庫県多紀郡篠山町																			
用途	種類	場所																																	
遊休資産	土地	兵庫県赤穂郡上郡町																																	
遊休資産	土地	兵庫県尼崎市西大物町																																	
用途	種類	場所																																	
遊休資産	土地	兵庫県多紀郡篠山町																																	
※ 3. _____	※ 3. 固定資産除却損 固定資産除却損の主な内容は、建物で262千円であります。																																		
※ 4. _____	※ 4. 固定資産廃棄損 固定資産廃棄損の主な内容は、建物の撤去に係る費用で1,556千円であります。																																		

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式 数 (株)	当事業年度減少株式 数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	168,000	27,500	—	195,500
合計	168,000	27,500	—	195,500
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加27,500株は、第三者割当による新株の発行による増加5,000株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加22,500株であります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末 残高 (千円)
		前事業年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
自己株式オプションとし ての新株予約権 (株)	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとし ての新株予約権 (注)	—	—	—	—	—	—

(注) 新株予約権の内容につきましては、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年4月26日 定時株主総会	普通株式	29,325	利益剰余金	150	平成19年1月31日	平成19年4月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年 2 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 2 月 1 日 至 平成19年 1 月31日)
※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係 (平成18年 1 月31日現在) 現金及び預金勘定 665,933千円 預け入期間が 3 ヶ月を超える 定期預金 △328,000 現金及び現金同等物 337,933	※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係 (平成19年 1 月31日現在) 現金及び預金勘定 758,779千円 預け入期間が 3 ヶ月を超える 定期預金 △97,000 現金及び現金同等物 661,779

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年 2 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 2 月 1 日 至 平成19年 1 月31日)																																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引																																				
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額																																				
<table><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (千円)</th><th>減価償却 累計額相 当額 (千円)</th><th>期末残高 相当額 (千円)</th></tr><tr><td>車両運搬具</td><td>4,344</td><td>4,344</td><td>—</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>65,424</td><td>34,522</td><td>30,901</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>11,389</td><td>9,543</td><td>1,846</td></tr><tr><td>合計</td><td>81,158</td><td>48,410</td><td>32,747</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	車両運搬具	4,344	4,344	—	工具器具備品	65,424	34,522	30,901	ソフトウェア	11,389	9,543	1,846	合計	81,158	48,410	32,747	<table><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (千円)</th><th>減価償却 累計額相 当額 (千円)</th><th>期末残高 相当額 (千円)</th></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>65,424</td><td>44,942</td><td>20,481</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>11,389</td><td>11,389</td><td>—</td></tr><tr><td>合計</td><td>76,813</td><td>56,332</td><td>20,481</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	工具器具備品	65,424	44,942	20,481	ソフトウェア	11,389	11,389	—	合計	76,813	56,332	20,481
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																																		
車両運搬具	4,344	4,344	—																																		
工具器具備品	65,424	34,522	30,901																																		
ソフトウェア	11,389	9,543	1,846																																		
合計	81,158	48,410	32,747																																		
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																																		
工具器具備品	65,424	44,942	20,481																																		
ソフトウェア	11,389	11,389	—																																		
合計	76,813	56,332	20,481																																		
2. 未経過リース料期末残高相当額	2. 未経過リース料期末残高相当額																																				
<table><tr><td>1 年内</td><td>12,504千円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>20,903</td></tr><tr><td>合計</td><td>33,408</td></tr></table>	1 年内	12,504千円	1 年超	20,903	合計	33,408	<table><tr><td>1 年内</td><td>8,676千円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>12,227</td></tr><tr><td>合計</td><td>20,903</td></tr></table>	1 年内	8,676千円	1 年超	12,227	合計	20,903																								
1 年内	12,504千円																																				
1 年超	20,903																																				
合計	33,408																																				
1 年内	8,676千円																																				
1 年超	12,227																																				
合計	20,903																																				
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額																																				
<table><tr><td>支払リース料</td><td>16,070千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>15,160</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>737</td></tr></table>	支払リース料	16,070千円	減価償却費相当額	15,160	支払利息相当額	737	<table><tr><td>支払リース料</td><td>12,947千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>12,266</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>443</td></tr></table>	支払リース料	12,947千円	減価償却費相当額	12,266	支払利息相当額	443																								
支払リース料	16,070千円																																				
減価償却費相当額	15,160																																				
支払利息相当額	737																																				
支払リース料	12,947千円																																				
減価償却費相当額	12,266																																				
支払利息相当額	443																																				
4. 減価償却費相当額の算定方法	4. 減価償却費相当額の算定方法																																				
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定 額法によっております。	同左																																				
5. 利息相当額の算定方法	5. 利息相当額の算定方法																																				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各期への配分方法については、 利息法によっております。	同左																																				
(減損損失について)	(減損損失について)																																				
リース資産に配分された減損損失はありません。	同左																																				

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前事業年度 (平成18年1月31日)			当事業年度 (平成19年1月31日)		
		取得原価 (千円)	貸借対照表計 上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表計 上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) 株式	—	—	—	266	330	63
	(2) 債券						
	① 国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
	② 社債	—	—	—	—	—	—
	③ その他	—	—	—	—	—	—
	(3) その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	266	330	63
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	—	—	—	2,375	1,558	△817
	(2) 債券						
	① 国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
	② 社債	—	—	—	—	—	—
	③ その他	—	—	—	—	—	—
	(3) その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	2,375	1,558	△817
合計		—	—	—	2,642	1,888	△753

(注) 1. 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2. 当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損205千円を計上しております。なお、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行っており、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成17年 2月 1日 至 平成18年 1月31日)	当事業年度 (自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日)
1. 取引の内容及び取引の利用目的 当社の利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引であります。 当社のデリバティブ取引は、借入金の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。なお、デリバティブ取引は、すべて「金利スワップの特例処理」の対象となるものであり、当該処理を採用しております。 (1) ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 金利スワップ (ヘッジ対象) 借入金の利息 (2) ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。 (3) ヘッジ有効性評価の方法 リスク管理方針に従って、以下の条件を満たす金利スワップを締結しております。 ①金利スワップの想定元本と長期借入金の元本が一致している。 ②金利スワップと長期借入金の契約期間及び満期が一致している。 ③長期借入金の変動金利のインデックスと金利スワップで受払いされる変動金利のインデックスがTIBORで一致している。 ④長期借入金と金利スワップの金利改定条件が一致している。 ⑤金利スワップの受払い条件が期間を通して一定である。 従って、金利スワップの特例処理の要件を満たしているの有効性の評価を省略しております。 2. 取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引を行わない方針であります。 3. 取引に係るリスクの内容 金利スワップ取引は、市場金利の変動によるリスクを有しております。なお、取引相手は高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。 4. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、経理部決裁担当者の承認を得て行っております。	1. 取引の内容及び取引の利用目的 同左 2. 取引に対する取組方針 同左 3. 取引に係るリスクの内容 同左 4. 取引に係るリスク管理体制 同左

２．取引の時価等に関する事項

金利関係

前事業年度 (自 平成17年 2 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 2 月 1 日 至 平成19年 1 月31日)
該当事項はありません。なお、金利スワップ取引を行っておりますが、特例処理を適用しておりますので、注記の対象から除いております。	当事業年度末は残高がないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)																																																								
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>①退職給付債務</td><td>△434,527千円</td></tr> <tr> <td>②年金資産</td><td>273,322</td></tr> <tr> <td>③未積立退職給付債務 (①+②)</td><td>△161,205</td></tr> <tr> <td>④未認識数理計算上の差異</td><td>△20,075</td></tr> <tr> <td>⑤退職給付引当金 (③+④)</td><td>△181,280</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>①勤務費用</td><td>32,515千円</td></tr> <tr> <td>②利息費用</td><td>7,521</td></tr> <tr> <td>③期待運用収益</td><td>△8,105</td></tr> <tr> <td>④数理計算上の差異の費用処理額</td><td>△184</td></tr> <tr> <td>⑤退職給付費用 (①+②+③+④)</td><td>31,747</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>①退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>②割引率</td><td>1.5%</td></tr> <tr> <td>③期待運用収益率</td><td>4.5%</td></tr> <tr> <td>④数理計算上の差異の処理年数</td><td>5年</td></tr> </table> (発生の翌会計年度から定額法により費用処理することとしております。)	①退職給付債務	△434,527千円	②年金資産	273,322	③未積立退職給付債務 (①+②)	△161,205	④未認識数理計算上の差異	△20,075	⑤退職給付引当金 (③+④)	△181,280	①勤務費用	32,515千円	②利息費用	7,521	③期待運用収益	△8,105	④数理計算上の差異の費用処理額	△184	⑤退職給付費用 (①+②+③+④)	31,747	①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	②割引率	1.5%	③期待運用収益率	4.5%	④数理計算上の差異の処理年数	5年	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>①退職給付債務</td><td>△447,687千円</td></tr> <tr> <td>②年金資産</td><td>322,569</td></tr> <tr> <td>③未積立退職給付債務 (①+②)</td><td>△125,117</td></tr> <tr> <td>④未認識数理計算上の差異</td><td>△28,291</td></tr> <tr> <td>⑤退職給付引当金 (③+④)</td><td>△153,409</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>①勤務費用</td><td>40,596千円</td></tr> <tr> <td>②利息費用</td><td>6,517</td></tr> <tr> <td>③期待運用収益</td><td>△12,299</td></tr> <tr> <td>④数理計算上の差異の費用処理額</td><td>△4,051</td></tr> <tr> <td>⑤退職給付費用 (①+②+③+④)</td><td>30,762</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>①退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>②割引率</td><td>1.5%</td></tr> <tr> <td>③期待運用収益率</td><td>4.5%</td></tr> <tr> <td>④数理計算上の差異の処理年数</td><td>5年</td></tr> </table> (発生の翌会計年度から定額法により費用処理することとしております。)	①退職給付債務	△447,687千円	②年金資産	322,569	③未積立退職給付債務 (①+②)	△125,117	④未認識数理計算上の差異	△28,291	⑤退職給付引当金 (③+④)	△153,409	①勤務費用	40,596千円	②利息費用	6,517	③期待運用収益	△12,299	④数理計算上の差異の費用処理額	△4,051	⑤退職給付費用 (①+②+③+④)	30,762	①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	②割引率	1.5%	③期待運用収益率	4.5%	④数理計算上の差異の処理年数	5年
①退職給付債務	△434,527千円																																																								
②年金資産	273,322																																																								
③未積立退職給付債務 (①+②)	△161,205																																																								
④未認識数理計算上の差異	△20,075																																																								
⑤退職給付引当金 (③+④)	△181,280																																																								
①勤務費用	32,515千円																																																								
②利息費用	7,521																																																								
③期待運用収益	△8,105																																																								
④数理計算上の差異の費用処理額	△184																																																								
⑤退職給付費用 (①+②+③+④)	31,747																																																								
①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
②割引率	1.5%																																																								
③期待運用収益率	4.5%																																																								
④数理計算上の差異の処理年数	5年																																																								
①退職給付債務	△447,687千円																																																								
②年金資産	322,569																																																								
③未積立退職給付債務 (①+②)	△125,117																																																								
④未認識数理計算上の差異	△28,291																																																								
⑤退職給付引当金 (③+④)	△153,409																																																								
①勤務費用	40,596千円																																																								
②利息費用	6,517																																																								
③期待運用収益	△12,299																																																								
④数理計算上の差異の費用処理額	△4,051																																																								
⑤退職給付費用 (①+②+③+④)	30,762																																																								
①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
②割引率	1.5%																																																								
③期待運用収益率	4.5%																																																								
④数理計算上の差異の処理年数	5年																																																								

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)

1. スtock・オプション等の内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション等の内容

	平成17年度自社株式オプション	平成17年度ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	取締役 1名	取締役 2名 従業員 2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 22,500株	普通株式 1,430株
付与日	平成17年7月5日	平成17年7月5日
権利確定条件	新株予約権者のうち、会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、契約社員もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、会社の取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。	新株予約権者のうち、会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、契約社員もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、会社の取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。 また、権利行使の始期が到来した場合で、会社の株式が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	—	定めておりません
権利行使期間	平成17年7月5日から平成19年1月31日まで	平成19年7月1日から平成24年6月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプション等を対象として、ストック・オプション等の数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプション等の数

	平成17年度自社株式オプション	平成17年度ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	1,430
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	1,430
権利確定後 (株)		
前事業年度末	22,500	—
権利確定	—	—
権利行使	22,500	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	平成17年度自社株式オプション	平成17年度ストック・オプション
権利行使価格 (円)	2,600	2,600
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	(注) 150	—

(注) 類似会社比準方式による算定結果を勘案した株価に基づいて算定しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年 2 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)		当事業年度 (自 平成18年 2 月 1 日 至 平成19年 1 月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)	
賞与引当金損金算入限度超過額	30,276千円	賞与引当金損金算入限度超過額	40,106千円
未払事業税否認	6,189	未払事業税否認	8,496
未払費用否認	4,070	未払費用否認	5,178
退職給付引当金損金算入限度超過額	73,672	退職給付引当金損金算入限度超過額	62,345
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,569	貸倒引当金損金算入限度超過額	7,624
長期前払費用否認	4,226	前払費用否認	2,113
土地減損否認	5,689	土地減損否認	8,331
その他	3,765	前払金否認	5,275
繰延税金資産小計	129,460	その他	3,852
評価性引当額	△5,689	繰延税金資産小計	143,324
繰延税金資産合計	123,771	評価性引当額	△8,331
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担額との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担額との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.6%	法定実効税率	40.6%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.9	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5
減損損失評価性引当額	6.4	減損損失評価性引当額	0.9
留保金課税	4.8	留保金課税	2.4
住民税均等割	4.0	住民税均等割	1.0
その他	△0.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	60.9		

(持分法損益等)

前事業年度（自平成17年 2 月 1 日 至平成18年 1 月31日）

当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自平成18年 2 月 1 日 至平成19年 1 月31日）

当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

前事業年度（自平成17年2月1日 至平成18年1月31日）

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及び個人主要株主	関口 相三	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接64.9	—	—	銀行借入に対する債務保証 (注) 2 ※ 1	484,300	—	—
								新株予約権の付与（有償） (注) 2 ※ 2	3,375	新株予約権	3,375
	張替 朋則	—	—	当社常務取締役	(被所有) 直接4.8	—	—	新株予約権の付与（無償） (注) 2 ※ 3	—	—	—
	奥坂 一也	—	—	当社常務取締役	(被所有) 直接2.7	—	—	社宅家賃 (注) 2 ※ 4	1,038	—	—

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方法

※ 1. 関口相三より銀行借入に対する債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。

※ 2. 平成17年6月17日開催の臨時株主総会の決議において旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権の付与が決議されたことによるものであります。

関口相三に新株予約権22,500株付与し、行使価額の総額は58,500千円であります。

なお、取引金額3,375千円は、新株予約権の発行価額（有償発行）であり、類似会社比準方式による算定結果を勘案し決定した株価に基づいて算定しております。

※ 3. 張替朋則に新株予約権830株付与し、行使価額の総額は2,158千円であります。

※ 4. 上記取引金額は、当社社内規程に基づく負担分の金額であり、本人負担分は含まれておりません。

当事業年度（自平成18年2月1日 至平成19年1月31日）

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及び個人主要株主	関口 相三	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接67.2	—	—	新株予約権の権利行使 (注) 2 ※ 1	58,500	—	—
	奥坂 一也	—	—	当社常務取締役	(被所有) 直接2.3	—	—	社宅家賃 (注) 2 ※ 2 (注) 3	1,017	—	—

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方法

※ 1. 平成17年6月17日開催の臨時株主総会の決議において旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の第45期における権利行使を記載しております。

※ 2. 上記取引金額は、当社社内規程に基づく負担分の金額であり、本人負担分は含まれておりません。

3. 上記取引は、平成19年4月5日に解消しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)
1株当たり純資産額 1,749.15円	1株当たり純資産額 2,662.33円
1株当たり当期純利益金額 212.50円	1株当たり当期純利益金額 883.68円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)
当期純利益(千円)	34,990	150,200
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
(うち利益処分による役員賞与金)	(—)	(—)
普通株式に係る当期純利益(千円)	34,990	150,200
期中平均株式数(株)	164,657	169,971
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数 23,930個)	新株予約権1種類 (新株予約権の数 1,430個) なお、新株予約権の詳細については、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年 2 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 2 月 1 日 至 平成19年 1 月31日)								
	1. 当社は、平成19年 5 月31日開催の取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株を発行しております。 (1) 平成19年 6 月22日をもって普通株式 1 株につき 4 株に分割しました。 ① 分割により増加する株式数 普通株式 586, 500株 ② 分割方法 平成19年 6 月21日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1 株につき 4 株の割合をもって分割しました。 (2) 配当起算日 平成19年 2 月 1 日 (3) 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における 1 株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における 1 株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>前事業年度</th><th>当事業年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 株当たり純資産額 437円29銭</td><td>1 株当たり純資産額 665円58銭</td></tr> <tr> <td>1 株当たり当期純利益 53円13銭</td><td>1 株当たり当期純利益 220円92銭</td></tr> <tr> <td>なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場のため記載しておりません。</td><td>同左</td></tr> </tbody> </table>	前事業年度	当事業年度	1 株当たり純資産額 437円29銭	1 株当たり純資産額 665円58銭	1 株当たり当期純利益 53円13銭	1 株当たり当期純利益 220円92銭	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場のため記載しておりません。	同左
前事業年度	当事業年度								
1 株当たり純資産額 437円29銭	1 株当たり純資産額 665円58銭								
1 株当たり当期純利益 53円13銭	1 株当たり当期純利益 220円92銭								
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場のため記載しておりません。	同左								

⑥【附属明細表】（平成19年1月31日現在）

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	45,624	268	1,103	44,789	24,198	2,610	20,591
構築物	1,968	—	291	1,677	1,543	29	133
工具器具備品	21,729	1,030	104	22,656	11,930	2,197	10,726
土地	73,339	—	6,500 (6,500)	66,839	—	—	66,839
有形固定資産計	142,662	1,298	7,998 (6,500)	135,963	37,671	4,837	98,291
無形固定資産							
ソフトウェア	1,496	12,175	—	13,671	1,200	464	12,471
電話加入権	1,654	—	—	1,654	—	—	1,654
ソフトウェア仮勘定	—	13,159	3,507	9,651	—	—	9,651
無形固定資産計	3,150	25,334	3,507	24,977	1,200	464	23,777
長期前払費用	13,627	200	1,504	12,322	8,895	2,491	3,426
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第2回無担保社債	平成16年3月30日	50,000	—	0.34	なし	平成18年3月30日
第3回無担保社債	平成16年3月30日	50,000	50,000 (50,000)	0.49	なし	平成19年3月30日
第4回無担保社債	平成17年2月25日	100,000	100,000 (—)	0.70	なし	平成20年2月25日
第5回無担保社債	平成17年9月29日	50,000	50,000 (—)	0.50	なし	平成20年9月29日
第6回無担保社債	平成18年3月31日	—	170,000 (60,000)	0.98	なし	平成21年3月31日
合計	—	250,000	370,000 (110,000)	—	—	—

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年以内における1年償還予定額の総額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
110,000	210,000	50,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	110,000	0.807	—
1年以内に返済予定の長期借入金	153,200	82,800	1.938	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	231,100	74,300	1.988	平成19年～21年
その他の有利子負債	—	—	—	—
計	484,300	267,100	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	51,800	22,500	—	—

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,862	18,762	294	3,567	18,762
賞与引当金	74,500	98,687	74,500	—	98,687

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】（平成19年1月31日現在）

①資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	1,301
預金	
当座預金	614,099
普通預金	36,378
定期預金	107,000
小計	757,477
合計	758,779

ロ．受取手形

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
大塚電子(株)	10,155
日本信号(株)	3,560
合計	13,715

期日別内訳

期日別	金額（千円）
平成19年2月	4,117
3月	6,251
4月	3,346
5月	—
6月	—
7月以降	—
合計	13,715

ハ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
松下電器産業(株)	38,380
(株)ニコン	35,130
三洋電機(株)	19,918
オムロン(株)	18,651
キャノンアネルバ(株)	15,167
その他	369,604
合計	496,852

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	次期繰越高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 365
403,545	4,465,773	4,372,466	496,852	89.8	36.8

（注） 当期発生高には、消費税等が含まれております。

ニ．貯蔵品

品目	金額（千円）
印刷物	1,231
印紙	30
合計	1,262

ホ．保証金

区分	金額（千円）
差入保証金	242
借家敷金	105,511
合計	105,753

②負債の部

イ. 未払法人税等

区分	金額 (千円)
未払法人税等	109,885
合計	109,885

ロ. 退職給付引当金

区分	金額 (千円)
① 退職給付債務	447,687
② 年金資産	△322,569
③ 未認識数理計算上の差異	28,291
合計	153,409

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の状況

平成19年9月12日開催の取締役会において承認された第46期事業年度の中間会計期間（平成19年2月1日から平成19年7月31日まで）の中間財務諸表は次のとおりであります。

なお、この中間財務諸表は『中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則』（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査は未了であり中間監査報告書は受領しておりません。

【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成19年7月31日)		
		金額（千円）		構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1. 現金及び預金			568,037	
2. 受取手形			23,338	
3. 売掛金			626,200	
4. 貯蔵品			1,628	
5. その他			137,488	
貸倒引当金			△12,032	
流動資産合計			1,344,660	81.1
II 固定資産				
1. 有形固定資産	※1		96,543	
2. 無形固定資産			38,253	
3. 投資その他の資産				
(1) 保証金			110,864	
(2) その他			71,629	
貸倒引当金			△3,000	
投資その他の資産合計			179,494	
固定資産合計			314,291	18.9
資産合計			1,658,951	100.0

		当中間会計期間末 (平成19年 7 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
I 流動負債				
1. 短期借入金			100,000	
2. 1年以内返済予定長期 借入金			58,400	
3. 1年以内償還社債			160,000	
4. 未払金			100,172	
5. 未払法人税等			85,435	
6. 賞与引当金			119,624	
7. 役員賞与引当金			1,599	
8. その他	※ 2		115,436	
流動負債合計			740,667	44.7
II 固定負債				
1. 社債			130,000	
2. 長期借入金			49,100	
3. 退職給付引当金			136,700	
4. その他			1,460	
固定負債合計			317,260	19.1
負債合計			1,057,927	63.8

		当中間会計期間末 (平成19年 7 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(純資産の部)				
I 株主資本				
1. 資本金			144,687	8.7
2. 資本剰余金				
(1) 資本準備金		74,737		
資本剰余金合計			74,737	4.5
3. 利益剰余金				
(1) 利益準備金		10,460		
(2) その他利益剰余金				
別途積立金		40,000		
繰越利益剰余金		331,469		
利益剰余金合計			381,929	23.0
株主資本合計			601,354	36.2
II 評価・換算差額等				
1. その他有価証券評価差額金			△330	△0.0
評価・換算差額等合計			△330	△0.0
純資産合計			601,024	36.2
負債純資産合計			1,658,951	100.0

②【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 平成19年 2 月 1 日 至 平成19年 7 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高	※ 1		2,380,344	100.0
II 売上原価			1,648,748	69.3
売上総利益			731,595	30.7
III 販売費及び一般管理費			540,656	22.7
営業利益			190,939	8.0
IV 営業外収益			4,103	0.2
V 営業外費用			5,589	0.2
経常利益			189,453	8.0
VI 特別利益			3,730	0.2
VII 特別損失			1,117	0.1
税引前中間純利益			192,065	8.1
法人税、住民税及び事業税		82,034		
法人税等調整額		284	82,318	3.5
中間純利益			109,746	4.6

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成19年2月1日 至平成19年7月31日）

	株主資本						
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年 1 月31日残高 (千円)	144, 687	74, 737	10, 460	40, 000	251, 047	301, 507	520, 932
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当					△29, 325	△29, 325	△29, 325
中間純利益					109, 746	109, 746	109, 746
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	—	—	—	80, 421	80, 421	80, 421
平成19年 7 月31日残高 (千円)	144, 687	74, 737	10, 460	40, 000	331, 469	381, 929	601, 354

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成19年1月31日残高 (千円)	△447	520,485
中間会計期間中の変動額		
剰余金の配当		△29,325
中間純利益		109,746
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	116	116
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	116	80,538
平成19年7月31日残高 (千円)	△330	601,024

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		当中間会計期間 (自 平成19年 2 月 1 日 至 平成19年 7 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益		192,065
減価償却費		4,270
長期前払費用償却額		1,116
貸倒引当金の減少額		△3,730
賞与引当金の増加額		20,937
役員賞与引当金の増加額		1,599
退職給付引当金の減少額		△16,709
受取利息及び受取配当金		△164
支払利息		1,837
社債利息		1,238
投資有価証券評価損		1,117
売上債権の増加額		△138,970
貯蔵品の増加額		△366
未払消費税等の減少額		△19,826
その他流動資産の減少額		14,105
その他流動負債の増加額		56,740
小計		115,261
利息及び配当金の受取額		164
利息の支払額		△3,036
法人税等の支払額		△106,224
営業活動によるキャッシュ・フロー		6,165

		当中間会計期間 (自 平成19年 2 月 1 日 至 平成19年 7 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定性預金の預入による支出		△12,000
有形固定資産の取得による支出		△1,298
無形固定資産の取得による支出		△20,167
保険積立金の増減額		△360
投資有価証券の取得による支出		△1,043
敷金及び保証金の支出		△10,811
敷金及び保証金の解約による収入		5,700
投資活動によるキャッシュ・フロー		△39,982
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入		350,000
短期借入金の返済による支出		△360,000
長期借入金の返済による支出		△49,600
社債の償還による支出		△80,000
配当金の支払額		△29,325
財務活動によるキャッシュ・フロー		△168,925
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—
V 現金及び現金同等物の減少額		△202,741
VI 現金及び現金同等物の期首残高		661,779
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1	459,037

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成19年 2 月 1 日 至 平成19年 7 月31日)				
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他の有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時 価法（評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法に より算定）				
2. 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年 4 月 1 日 以降に取得した建物（建物附属設備を 除く）については定額法） なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>14～26年</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>4 ～10年</td></tr> </table> （会計方針の変更） 平成19年度の法人税法の改正に伴 い、当中間会計期間より、平成19年 4 月 1 日以降取得の有形固定資産につい ては、改正法人税法に規定する償却方 法により、減価償却費を計上しており ます。 なお、この変更に伴う損益に与える 影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法	建物	14～26年	工具器具備品	4 ～10年
建物	14～26年				
工具器具備品	4 ～10年				
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績率に より、貸倒懸念債権等特定の債権につ いては個別に回収可能性を検討し、回 収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、 支給見込額のうち、当中間会計期間に 負担すべき金額を計上しております。				

項目	当中間会計期間 (自 平成19年 2 月 1 日 至 平成19年 7 月31日)
	(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち、当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成19年 7 月31日)	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	39,765千円
※ 2. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」で表示しております。	
3. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 5 行と当座貸越契約を締結しております。	
当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額の総額	1,300,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	1,200,000千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成19年 2 月 1 日 至 平成19年 7 月31日)	
※ 1. 営業外費用の主要なもの	
支払利息	1,837千円
2. 減価償却実施額	
有形固定資産	2,094千円
無形固定資産	2,176千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自平成19年2月1日 至平成19年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
発行済株式				
普通株式	195,500	586,500	—	782,000
合計	195,500	586,500	—	782,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加586,500株は、平成19年6月22日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年4月26日 定時株主総会	普通株式	29,325	150	平成19年1月31日	平成19年4月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成19年2月1日 至 平成19年7月31日)	
※1. 現金及び現金同等物の中間会計期間末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年7月31日現在)	
現金及び預金勘定	568,037千円
預け入期間が3ヶ月を超える 定期預金	△109,000千円
現金及び現金同等物	459,037千円

(リース取引関係)

当中間会計期間
(自 平成19年2月1日
至 平成19年7月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの
以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当
額及び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)
工具器具備品	45,946	29,890	16,055
合計	45,946	29,890	16,055

2. 未経過リース料中間期末残高相当額

1 年内	7,936千円
1 年超	8,461千円
合計	16,398千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当
額

支払リース料	4,638千円
減価償却費相当額	4,425千円
支払利息相当額	133千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定
額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差
額を利息相当額とし、各期への配分方法については、
利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (平成19年 7 月31日)

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	2,568	2,011	△556
合計	2,568	2,011	△556

(注) 1. 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2. 当中間会計期間において減損処理を行い、投資有価証券評価損1,117千円を計上しております。なお、減損処理にあたっては、当中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っており、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 (自 平成19年 2 月 1 日 至 平成19年 7 月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間 (自 平成19年 2 月 1 日 至 平成19年 7 月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間 (自 平成19年 2 月 1 日 至 平成19年 7 月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成19年2月1日 至 平成19年7月31日)	
1株当たり純資産額	768.57円
1株当たり中間純利益金額	140.34円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成19年2月1日 至 平成19年7月31日)
中間純利益(千円)	109,746
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	109,746
期中平均株式数(株)	782,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数1,430個) なお、新株予約権の詳細については、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月1日から1月31日
定時株主総会	4月中
基準日	1月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、10,000株券
剰余金の配当の基準日	1月31日、7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	印紙税相当額の手数料及びこれに係る消費税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	無料（注）
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社ジャスダック証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、証券取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第 1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成17年7月29日	秋元 博幸	大阪府茨木市	当社従業員	アルトナー従業員持株会 理事長 野津 隆	大阪府北区中之島三丁目2番18号住友中之島ビル2階	特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名)	3,900	9,750,000 (2,500) (注) 4	所有者の都合による
平成17年7月29日	横木 博和	大阪府八尾市	当社従業員	アルトナー従業員持株会 理事長 野津 隆	大阪府北区中之島三丁目2番18号住友中之島ビル2階	特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名)	3,400	8,500,000 (2,500) (注) 4	所有者の都合による
平成18年12月22日	高橋 義則	神戸市垂水区	特別利害関係者等 (当社取締役)	金井 博基	大阪府枚方市	—	200	680,000 (3,400) (注) 5	所有者の都合による
平成18年12月22日	高橋 義則	神戸市垂水区	特別利害関係者等 (当社取締役)	アルトナー従業員持株会 理事長 野津 隆	大阪府北区中之島三丁目2番18号住友中之島ビル2階	特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名)	4,300	14,620,000 (3,400) (注) 5	所有者の都合による
平成19年1月24日	—	—	—	関口 相三	兵庫県尼崎市	特別利害関係者等 (当社代表取締役)	22,500	58,500,000 (2,600) (注) 6	新株予約権の権利行使
平成19年4月26日	アルトナー従業員持株会 理事長 野津 隆	大阪府北区中之島三丁目2番18号住友中之島ビル2階	特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名)	江上 洋二	千葉県市川市	特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名)	1,049	—	役員就任に伴う従業員持株会からの脱退

(注) 1. 当社は、株式会社ジャスダック証券取引所への上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第23条並びに「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」(以下「上場前公募等規則の取扱い」という。)第19条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1.において同じ。)が、直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいう。)の末日の2年前の日(平成17年2月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を有価証券上場規程に関する取扱い要領3.(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書」に記載することとされております。

2. 当社は、上場前公募等規則第24条並びに上場前公募等規則の取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事証券会社は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況である旨を公表できるとされております。また同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事証券会社の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者…………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 証券会社（外国証券会社を含む。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 類似会社比準方式による算定を勘案し決定した価格であります。

5. 純資産方式による算定を勘案し決定した価格であります。

6. 新株予約権の行使条件によります。

7. 平成19年6月22日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式（１）	株式（２）	第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行年月日	平成17年10月３日	平成18年10月16日	平成17年７月５日	平成17年７月５日
種類	普通株式	普通株式	新株予約権の付与	新株予約権の付与 (ストックオプション)
発行数	5,000株	5,000株	22,500株	1,430株
発行価格	2,500円 (注) 3	3,000円 (注) 3	2,600円 (注) 4	2,600円 (注) 4
資本組入額	1,250円	1,500円	1,300円	1,300円
発行価額の総額	12,500,000円	15,000,000円	58,500,000円	3,718,000円
資本組入額の総額	6,250,000円	7,500,000円	29,250,000円	1,859,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	平成17年６月17日開催の臨時株主総会において、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成17年６月17日開催の臨時株主総会において、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2.	—	—

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社ジャスダック証券取引所の定める規則等並びにその期間については下記のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める「上場前公募等規則」第25条の規定において、新規上場申請者が、直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいう。以下1において同じ。）の末日の1年前の日以後において、株主割当その他同取引所が適当と認める方法以外の方法（以下「第三者割当等」という。）による募集株式の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、直前事業年度の末日は平成19年１月31日であります。
2. 上記（１）の規定及び上場前公募等規則の取扱い第21条の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式を原則として、割当株式に係る払込期日等の日から上場日以後６ヶ月を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日等以後１年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日等以後１年間を経過する日）までの所有する旨の確約を行っております。
3. 発行価格は、純資産価格方式を用いて算定した価格を参考に決定した価格であります。
4. 発行価格は、類似会社比準方式による算定を勘案し決定した価格であります。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき2,600円	1株につき650円
行使請求期間	平成17年7月5日から 平成19年1月31日まで	平成19年7月1日から 平成24年6月30日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	(1) 新株予約権の割合を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有しているものとする。 ただし当社の取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 (3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。 (4) その他の条件については、取締役会並びに株主総会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「株式会社アルトナー 新株予約権付与契約書」に定めるところによる。 (5) 新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	(1) 新株予約権の割合を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または関係会社の取締役、監査役、顧問、契約社員もしくは従業員の地位を有しているものとする。 ただし当社の取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 (3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。 (4) その他の条件については、取締役会並びに株主総会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「株式会社アルトナー 新株予約権付与契約書」に定めるところによる。 (5) 新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成19年6月22日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っており、上記行使時の払込金額は株式分割後の金額を記載しております。

2【取得者の概況】

株式（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
アルトナー従業員持株会 理事長 野津 隆	大阪市北区中之島 3-2-18 住友中之島ビル 2 階	—	5,000	12,500,000 (2,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

株式（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
アルトナー従業員持株会 理事長 野津 隆	大阪市北区中之島 3-2-18 住友中之島ビル 2 階	—	5,000	15,000,000 (3,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

平成17年6月17日の臨時株主総会に基づく新株予約権の付与

第1回新株予約権

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単位) (円)	取得者と提出会社との関係
関口 相三	兵庫県尼崎市	会社役員	22,500	58,500,000 (2,600)	特別利害関係者等 (当社代表取締役)

平成17年6月17日の臨時株主総会に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）

第2回新株予約権

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単位) (円)	取得者と提出会社との関係
張替 朋則	茨城県つくば市	会社役員	830	2,158,000 (2,600)	特別利害関係者等 (当社取締役)
秋元 博幸	大阪府茨木市	会社員	430	1,118,000 (2,600)	当社従業員
奥坂 一也	大阪府岸和田市	会社役員	85	221,000 (2,600)	特別利害関係者等 (当社取締役)
横木 博和	大阪府八尾市	会社員	85	221,000 (2,600)	当社従業員

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
関口 相三（注）1、2	兵庫県尼崎市	526,000	66.78
アルトナー従業員持株会（注）2	大阪市北区中之島3-2-18 住友中之島ビル2階	94,204	11.96
大阪中小企業投資育成株式会社 （注）2	大阪市北区堂島浜1-2-6	80,000	10.16
張替 朋則（注）2、3	茨城県つくば市	35,320 (3,320)	4.48 (0.42)
奥坂 一也（注）2、3	大阪府岸和田市	18,340 (340)	2.33 (0.04)
秋元 博幸（注）2、5	大阪府茨木市	6,120 (1,720)	0.78 (0.22)
横木 博和（注）2、5	大阪府八尾市	4,740 (340)	0.60 (0.04)
江上 洋二（注）2、3	千葉県市川市	4,196	0.53
市川 邦彦（注）2、4	兵庫県西宮市	4,000	0.51
佐藤 利彦（注）2	横浜市都筑区	4,000	0.51
平野 重雄	千葉市美浜区	2,000	0.25
中澤 洋二	茨城県つくば市	2,000	0.25
吉田 一也	神奈川県厚木市	2,000	0.25
松田 充生	奈良県生駒市	2,000	0.25
横田 成昭（注）4	大阪府枚方市	2,000	0.25
金井 博基（注）4	大阪府枚方市	800	0.10
計	—	787,720 (5,720)	100.00 (0.73)

（注）1．特別利害関係者等（当社の代表取締役）

2．特別利害関係者等（大株主上位10名）

3．特別利害関係者等（当社の取締役）

4．特別利害関係者等（当社の監査役）

5．当社の従業員

6．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。なお、当社の役職員でなくなった等により、権利を喪失した者につきましては、潜在株式保有者及び潜在株式数変動する可能性があります。

7．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 9 月20日

株式会社アルトナー

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 佐藤 雄一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 近藤 康仁 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルトナーの平成17年2月1日から平成18年1月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルトナーの平成18年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 9 月20日

株式会社アルトナー

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 佐藤 雄一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 近藤 康仁 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルトナーの平成18年2月1日から平成19年1月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルトナーの平成19年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月22日付けで1株につき4株の割合で株式分割を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

